

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

2

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

過疎地域持続的発展方針の廃止等

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

都道府県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)第7条及び第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針(以下「過疎方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「過疎計画」という。)を策定することができるが、過疎計画では、同法第9条第2項第1号により「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされており、過疎方針の内容と重複するものとなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。あわせて、一元化後は、過疎計画を策定時の大臣同意及び過疎地域持続的発展市町村計画が過疎計画に基づくことをいずれも不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

過疎法において、過疎計画を定める際は「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされている。

【支障事例】

過疎計画を定める前段階で過疎方針を定めており、過疎計画に記載する基本的方針と過疎方針とで大幅な重複が発生する。

【支障の解決策】

過疎計画に過疎方針を包含し、統合するよう見直しを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

統合し重複を解消することで、作成及び改訂時の業務を軽減するとともに、住民にとって、過疎方針と過疎計画をそれぞれ閲覧する必要がなくなり、理解促進に資する。

根拠法令等

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、栃木県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県

○過疎計画は過疎方針の内容と重複する記載が多くなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求める。

## 各府省からの第1次回答

過疎方針は、都道府県の施策の大綱となることに加え、過疎地域持続的発展市町村計画（以下本回答中「市町村計画」という。）策定の前提として不可欠であり、必要である。

過疎方針が上記性格を有する一方で、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下本回答中「都道府県計画」という。）は、過疎方針を踏まえ、都道府県が具体的にどのように事業を実施していくかを定めるものであり、性格を異にすることから、過疎方針の廃止・都道府県計画との一元化は困難である。

方針策定時の主務大臣の同意については、過疎方針が国の施策と整合していることを確認するために必要である。また、市町村計画と国の施策との整合性が間接的に保たれる仕組みとして、過疎方針に基づく計画策定が必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

過疎方針の廃止について、都道府県施策の大綱となるものであるため困難との見解は理解する。過疎方針と都道府県計画の一元化については、異なる性格・役割の制度を内容的重複に着目し、一の制度に集約する考え方であり、性格を異にするという理由では否定されないと料する。

本来市町村計画は、過疎地域の持続的発展の実現に向けて、それぞれの地域の実情に基づき、施策を展開することで本領が発揮されることとあり、法に基づき、且つ議会での審議を経て策定される市町村計画について、国の施策との整合性をどこまで求める必要があるかは議論が必要。また、ガイドラインとなる過疎方針が大臣同意を受けることと、市町村計画と国の施策との整合性が担保されることとは、必ずしも同一ではなく、整合性が真に必要であれば、国が、市町村計画を直接確認すべきである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

過疎対策分野において内容の重複が見られる計画等については、統廃合などの見直しを行うこと。

### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

過疎地域の持続的発展を図るとする過疎方針と都道府県計画の目的は同じであり、また、記載事項の相当部分に重複がある。両者には基本計画と実施計画的な役割があることから性格を異にするものだとしても、一元化を不可とする理由にはならないのではないか。

市町村計画と国の施策との整合性については、本来市町村計画は、地域の実情に基づき施策を展開することで効果が発揮されることとあり、あらかじめ都道府県が市町村計画に対し独自に内容的規制・方向づけを加える余地は少ないことから、市町村計画は過疎方針ではなく、法令に基づいて策定することを求めることで足りるのではないか。

国の施策について具体的な施策・方針を定めているのか。定めていないのであれば、国が掲げる目標（法第4条）について措置を講じていくことは、都道府県の責務（法第6条）として規定されていることから、都道府県においては当然に法の規定を踏まえ過疎方針を策定しており、国の施策との整合性を確認するために大臣同意にかからしめる必要までではないのではないか。

## 各府省からの第2次回答

過疎方針と都道府県過疎計画を同時または一体化して策定する場合の留意事項について通知することを検討する。

過疎方針や都道府県・市町村計画に記載する過疎対策事業は、過疎法に基づく事業だけでなく、過疎法以外の法令に基づく国庫補助や、租税特別措置法令に基づく国税の特例措置等を踏まえた事業があることから、市町村―都道府県―国の各措置の整合性を確認する必要があるため、過疎方針の国との協議や、過疎方針に基づく都道府県・市町村計画の策定が必要である。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

### 5【総務省】

(27) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令3法19)

過疎地域持続的発展方針(7条1項。以下この事項において「方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(9条1項。以下この事項において「計画」という。)については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等

提案団体

鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。

具体的な支障事例

平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

総合保養地域整備法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、岡山県、福岡県

—

各府省からの第1次回答

総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。

同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。

市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、

・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス

・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響

を確認するため審査が必要である。

このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに 12 の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

社会経済情勢が総合保養地域整備法制定時(昭和 62 年)、基本方針見直し時(平成 16 年)から変化する中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。

具体的には、第 1 次回答では、「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するため国の審査が必要とのことであるが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって改めて国の審査を経る必然性は失われているのではないか。

総合保養地域整備法に同意基本構想の廃止に関する規定がないにも関わらず、廃止を変更の一類型と解して取り扱い、同意付き協議を義務付けるとともに、具体の廃止手続について詳細に定め、その中で負担感の大きい政策評価を求めていることは不相当ではないか。

以上の理由により、廃止の手続を変更とは別途定め、例えば同意付き協議ではなく届出とするなど、より簡易な手続とすべきではないか。

また、届出となった場合においては、同意基本構想の廃止に当たって道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために必要な書類を最小限としていただきたい。

さらにどのような書類が必要であるかについては、同意基本構想を廃止しようとする道府県の事務負担が可能な限り軽減される方向で検討していただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

総合保養地域整備基本構想の廃止に係る手続については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第 1 次回答、第 1 次ヒアリングでは、廃止手続に際し、道府県に提出を求める書類について、自治体の負担軽減について検討することであったが、必要最低限に限るよう抜本的に見直されたい。

第 1 次ヒアリングでは、同意基本構想は策定時に主務大臣の同意を得ているからその廃止に当たっても主務大臣協議が必要との説明であったが、廃止の場合は道府県が国の支援を受けることはなくなるのだから、協議を義務付ける必要はなく、例えば届出で足りるのではないか。

現行制度では廃止を変更の 1 類型と解して変更の手続を廃止に準用しているが、総合保養地域整備法制定時(昭和 62 年)においては基本構想を廃止すること自体想定されていなかったのではないか。そうだとすれば、廃止の手続について同法の制約はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めても問題ないのではないか。

#### 各府省からの第 2 次回答

提案団体及び提案募集検討専門部会からのご意見を踏まえて、

- ①提出を求める書類を必要最低限にすること
  - ②道府県基本構想の廃止手続を主務大臣同意ではなく届出により可能とすること
- の 2 点の観点から、以下のとおり回答する。

①提出を求める書類を必要最低限にすること

廃止手続きに係る道府県の負担軽減を図ることは必要と考えており、主務大臣協議を行うにあたり、通知によって道府県に提出を求める書類については、必要最低限な書類に限るなどの見直しを行ってまいり所存。

具体的には、①各特定施設の整備予定がないこと、②関係市町村・民間事業者等からの反対がないことなど、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための必要最低限な書類をもって「政策評価」と見なすことなどを想定している。

引き続き、道府県にとって負担となっている具体的な内容もお伺いしながら検討を行い、できる限り早期に通知の発出を行ってまいりたい。

②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること

現行法令上、道府県基本構想については作成及び変更のみが規定されているところ。廃止の手続きを変更とは別に定める場合は、法改正が必要となり、作成時に主務大臣からの同意を得た基本構想の廃止手続きを届出とすることが法制的に問題ないかの検討をはじめ改正手続きに多大な時間を要するものと思慮。

一方、法改正によらず、通知等によって道府県基本構想の廃止を届出で可能とする場合は、法令上根拠のない届出義務を通知により自治体に課すことは適当ではないため、「届出を求める」内容の通知になるものと認識。このような任意の届出でもって基本構想を廃止することの是非についても、法制的な整理が必要と考えているところ。

このため、現時点では同意手続きを廃止し届出とすることが可能かお示しできないが、引き続き、抜本的な制度改正についても検討を行ってまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】

総合保養地域整備法(昭62法71)

総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手續については、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

14

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

過疎地域持続的発展市町村計画の策定等に係る議会の議決手続の見直し

提案団体

高山市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)に基づく過疎地域持続的発展市町村計画について、同法第8条第1項で定められている市町村議会の議決手続について見直していただきたい。また当該義務付け・枠付けを見直し、市町村議会への協議の方法については、当該市町村の実情に委ねられたい。

具体的な支障事例

【現状】

国の地方分権改革による義務付け・枠付けの見直しにより、総合計画における基本構想の策定義務の廃止や国土利用計画法に基づく市町村計画に係る市町村議会の議決要件の廃止、最近では土地改良法に基づく応急工事計画に係る市町村議会の議決要件の廃止などが進められたところである。このような地方分権の取組が進められる一方で、令和3年度から新たに施行された新過疎法においては、市町村議会の議決が、市町村計画策定の要件とされている。

【基本的な考え方】

行政計画(法定計画)の策定にあたっては、策定プロセスも含め、策定主体である市町村の意思と責任において決定していくことが望ましいと考える。その意味において、法律により一律に議会の議決を義務付けるのではなく、策定主体である市町村が当該地域の実情に応じて自由に選択できることが理想であり、ひいてはそれが市町村の自主性・主体性の向上に寄与し、もって地方分権の推進に資するものとする。

【具体的な支障事例】

市町村議会の議決を法定上必須としていない行政計画(法定計画)が大多数である中、市町村議会の議決を要するものとそうでないものとの違いが必ずしも明確でないことが課題であると捉えている。また、同一施策を複数の行政計画(法定計画)に位置付けるとした場合、議決を要するものとそうでないものとの間で、当該施策の位置付けに齟齬が生じるとともに、策定スケジュールにもずれが生じるなど、結果として迅速かつ効率的な計画策定が行えない恐れがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

過疎地域持続的発展市町村計画の策定又は変更について、当該市町村の実情に応じた意思決定が図られる。法定計画策定における市町村議会の関与が整理され、他の法定計画と同様に、これまで国が進めてきた地方分権改革の流れに即する。迅速かつ効率的な計画策定又は変更が可能となる。

## 根拠法令等

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、長野県、京都市

—

## 各府省からの第1次回答

過疎地域持続的発展市町村計画は、ほとんどの行政分野に関わり、事実上、過疎地域の将来像の基本方向を定める重要なもので、財政面をはじめ、自治体の行政運営に多大な影響を及ぼすものである。そのため、議決を経ることで、市町村の意思として決定するとともに、計画の位置づけと計画策定の責任の所在の明確化を図る必要があるため、議決要件は必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）に係る議会の議決手続に関して、所管省の回答に対する当市の見解は、主に次のとおりである。

一つに、市町村が策定する他の法定計画との関係である。市町村では、重要な法定計画を多く策定しているが、これらの大半は議決を経ずとも策定することが可能である。一例として、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略は、市町村の基本的かつ分野横断的な重要事項を定める計画であるが、法定上、議決を必要としていない。このことから、市町村計画に議決が必要との考え方は、理由に乏しいと考える。なお、当市においては、議決を必要としない法定計画の策定に当たり、起草段階から議会との協議を重ね、意見等の聴取・反映を行っており、議決を経ずとも、議会との実質的な協議による計画策定を行っている。

二つに、過疎地域持続的発展都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）と市町村計画との関係である。これらについて、市町村計画は議決を必要とする一方で、都道府県計画は議決を必要としていない。同じ根拠法に基づく法定計画であるにも関わらず、市町村計画に限って議決が必要であることの理由が明確でなく、合理性を欠いているものと考ええる。

三つに、法定計画に係る議会の議決自体を否定しているものではない。地方自治法の規定により、条例により議決事項を追加することが可能であることも踏まえれば、市町村自らが議決の要否を判断するプロセスこそが重要であり、ひいてはそのことが地方分権の推進に大きく貢献するものと考えているため、本件については、法律により画一的に議決事項とするのではなく、議決事項とするか否かについては、市町村の判断に委ねるべきものと考ええる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。  
この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。



都道府県計画は議決を必要としておらず、計画の位置づけと計画策定の責任の所在の明確化を図る必要があることを理由に市町村計画にのみ議会の議決要件が必要とされていることは同じ根拠法であることから理由が不明確ではないか。

#### 各府省からの第2次回答

市町村計画は、過疎法上の要件を満たした団体が、過疎債をはじめとする特別な財政上・税制上等の支援措置を受ける前提となるものであり、要件を満たす一部の団体のみ到手厚い措置を認める過疎法の特殊性に鑑みると、当該措置を受けようとする団体は相応の責任を負っていただく必要があり、その所在を明確にするため、計画策定に議決が求められるものである。

なお、市町村計画が他法令における計画と異なり議決を必要とする具体的な理由は以下のとおりである。

市町村計画が、ほとんどの行政分野に関係する広範な計画であること。

市町村計画が、総合計画における基本構想や、国土利用計画法に基づく市町村計画、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略とは異なり、過疎債等の特別な財政上・税制上の優遇措置の前提となるものであること。

市町村と都道府県で計画の議決の要・不要に差異が生じることについては、過疎法における過疎対策の第一次的な主体は市町村であり、当該支援措置の対象も多くが市町村である一方、都道府県は市町村に協力して措置を講じることとされており、過疎法上の市町村と都道府県の位置づけに差があることによるものである。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

15

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること

提案団体

松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

有効期間満了などによるマイナンバーカード更新の際には、暗証番号や顔認証機能を活用することで窓口での本人確認を不要とし、原則として郵送によるカード受取ができるようにしていただきたい。  
また、その際のカードの郵送は、カードの発行を行っている J-LIS(地方公共団体情報システム機構)に担っていただきたい。

具体的な支障事例

当市ではマイナンバーカードの交付率が4割を超えており、累計交付枚数の約7割が、令和2年度から令和3年度の2年間に交付されたものであるが、その交付の際には窓口が滞留した。その10年後である令和12年度から令和13年度にはこれらのカードが有効期間満了を迎えるため、現行制度のままでは、更新された新たなカードを受け取るための来庁者により、再び交付窓口の滞留が見込まれる。  
また、カード所持者が増加したことにより、住所変更や氏名変更や、複数回の転居などにより券面の追記欄に余白がなくなったことによるカードの再交付が数多く発生しており、地方公共団体の窓口業務の負担が増している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

窓口へ出向くことなくカード受け取りできれば、市民の利便性が向上し、窓口対応等が減ることで地方公共団体の負担が軽減される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、水戸市、日立市、小山市、桶川市、富士見市、千葉市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、寝屋川市、西宮市、和歌山市、倉敷市、吉野川市、高知県、大牟田市、熊本市、宮崎市

○交付率の向上とともに連動して見込まれる業務量であるため、現行制度のままでは、必ず事務処理量に限界

が出てしまうのではないかと考えられる。業務量の増減の差が大きく、人員配置などにも苦慮している。また、各種手続の電子化を進めながら、手続は窓口でしか出来ないという矛盾があるため、市民が役所の窓口へ出向くことなくオンライン等による手続が行える措置を求める。

○当市においても、同様に、令和2年度から令和3年度の交付数が高いことから、同様の問題が懸念される。

○マイナンバーカードの更新は、J-LIS が送付している更新通知だけ見ると、全て「交付時来庁方式」で受付する想定になっており、更新にかかるカード交付業務により市区町村の負担は確実に増加する。したがって、本提案のように有効なマイナンバーカードを持つ住民については、「窓口での」本人確認を不要とする措置が必要である。

○マイナンバーカードの交付数の増加により、券面事項の変更、電子証明書等の暗証番号の初期化、電子証明書の更新、紛失等による再交付と、交付の対応だけに注力できる状況ではなくなっている。また、5年、10年ごとに窓口の拡大を行うことは、資材の調達、人員の確保という面でも負担が大きく困難である。

## 各府省からの第1次回答

マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。

本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されているものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものかと判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。

また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定される。電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準技術研究所（NIST）の認証に関するガイドライン（NIST SP 800-63-3）等）を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じるところ。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ想定していない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後、マイナンバーカードが更に普及する中で、カードの更新のたびに住民に窓口への出頭を求めることや、全国の市区町村が現在強化対応している交付窓口を継続していくことに無理があることは明らかである。また、マイナンバーカードの初回交付時には市区町村職員による対面での厳格な本人確認が行われており、顔写真データや個人識別事項がマイナンバーカード及びサーバー内に格納されていることから、更新時はその情報と本人提供情報が合致することを条件に、デジタル処理での発行と郵送による交付が可能と考える。

署名用電子証明書の暗証番号は、既にコンビニ等で初期化・再設定できる仕様になっており、カードのICチップ内に格納されている写真とスマホで撮影した顔の映像を照合し本人確認を行う手続きとしていることから、有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際にも同様に、更新時点の申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類（満了を迎えるマイナンバーカード）に表示された顔写真の確認をオンラインで行うことは技術的に可能であると考えている。

電子証明書については、現行の申請時来庁方式と同じようにカード申請時に暗証番号を申し出るまたは旧カードと同じ暗証番号を使用することで、あらかじめ電子証明書を搭載したカードを本人限定受取郵便で郵送することで、現行と同程度の安全性が保たれると考える。

以上のように、最新のデジタル技術を活用するなどして、住民の利便性向上及び地方公共団体の負担軽減につながるカード更新の方法について引き続き検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【日立市】

対面交付により現在の保証レベルが維持されていることは理解するが、交付時期の偏りにより、更新事務についても急激に増大することとなるため、自治体にとって大きな負担となる。  
また、更新手続きに対面を必須とすることにより、「更新控え」を引き起こしかねず、マイナンバーカードの保有率の低下も想定されることから、対面以外での更新手続きについて引き続き検討をお願いしたい。

【和歌山市】

1 関係省庁からの回答で、対面以外の方法で顔写真の確認を行うことは困難について

対面以外の方法で顔写真の確認を行う方法は銀行の口座開設アプリなどで現在実際に使用され始めている。アプリで必ずできるということまでには達していないが、プラスチックカードの存在確認も3D動画撮影されることで可能となっている。

2 関係省庁からの回答で、最高位の保証レベルを実現している電子証明書の活用範囲は保ちたいためレベルの変更はできないことについて

最高位の保証レベルを実現している電子証明書の活用範囲の件は、カードをレベル2の確認したものとレベル3の確認したものに分けることで、電子証明書の活用範囲を変更せずに、対応が行うことができる。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

今後、更新事務が急激に拡大することも想定されるところであり、市区町村窓口での対面によらない更新手続きの導入も含めマイナンバーカードの利便性向上に向けて引き続き幅広く検討していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

マイナンバーカードの新規発行時に厳格な本人確認を行っているにもかかわらず、更新時に改めて同等の本人確認を行うことが必要である理由をお示しいただきたい。

マイナンバーカード更新時の本人確認について、カード利用者や地方公共団体の負担軽減のため、最新の技術を活用又は応用するなどして、本人確認を対面だけでなくオンラインでも可能とすることを目指すべきではないか。

各府省からの第2次回答

マイナンバーカードは、対面に加え、オンラインでも行政手続・民間取引の際の本人確認を確実に行うことができるトラストアンカーとなる本人確認書類であることから、18歳以上は10年、18歳未満は5年の有効期間が満了した更新時においては、本人が実在していることや更新後のカードに表示される顔写真の真正性を改めて確実に確認するため、窓口における対面での本人確認を実施することとしている。

これをオンラインで実施する場合、顔写真付き本人確認書類の偽造やディープフェイク等によるなりすましの可能性を排除できないことから、対面と比較して同等以上に正確に本人確認をすることは困難である。顔認証技術と顔認証技術への不正な対抗技術に係る動向については引き続き注視してまいりたいが、現時点においては、更新時においても対面での本人確認が必要と考えている。

一方で、令和7年度以降にマイナンバーカード及び電子証明書の大量更新が見込まれることは認識しており、その事務処理を行う体制を構築することができるよう、市町村の負担軽減を図ることは重要と考えている。電子証明書の更新については既に可能となっている郵便局への事務委託が更に広がっていくよう引き続き日本郵便株式会社とも連携して取り組んでいくほか、市町村窓口等における本人確認や交付・不交付の決定以外の事務（統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等）については、民間事業者へ委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。

また、住所地市町村以外の市町村の職員が本人確認・申請受付を行うことについては、現在、住民票のある市町村以外に居住している東日本大震災の避難者や企業等の法人・団体に職員が出張する場合等に可能としているが、住民にとっての利便性向上の観点から、商業施設等の広域から人が集まりやすい場所で出張申請受付を行う場合において可能とすることについても検討を進めてまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。

#### 5【総務省】

(24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(iii)個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

期日前投票の宣誓書の廃止又は提出に係る手続の簡素化

提案団体

蔵王町、宮城県、塩竈市、名取市、角田市、岩沼市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、須賀川市、下呂市、焼津市、徳島市、宇和島市、砥部町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

期日前投票の際の選挙人の負担軽減及び投票所の混雑軽減のため、公職選挙法施行令(以下、「政令」という。)又は施行規則を以下の運用が可能となるよう改正していただきたい。

【案1】政令第49条の8を削り、宣誓書の提出を不要とする。又は、口頭による申立てによる投票を可能とする。

【案2】施行規則第9条に規定される別記第10号様式の宣誓書の事由の選択を廃止する、又は、日付と氏名の記入のみで宣誓が済むようにするなど宣誓書の提出に係る手続を簡素化する。

具体的な支障事例

期日前投票制度が定着し、当町でも2割5分を超える有権者がこの制度を利用し投票をしている現状である。期日前投票所の運営については、選挙人がスムーズに投票できるよう改善を重ねながら行っているものの、宣誓書の記載があるために投票所の混雑が発生する事例があった。昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、混雑が可能な限り発生しないよう、宣誓書を入場券に同封したり、投票所内の動線を確保するなど感染症予防に努めているが、宣誓書が原因となりえる場合がある。

具体的には、選挙人に高齢者が多く、大きな文字で記載例を作成したり、投票所に宣誓書記載のための補助者を配置するなど対策を講じているが、それでもなお宣誓書の記載方法の説明(選挙の当日に投票所に行けない事由を選択させる部分)に時間を要している。

また、投票の際に、「宣誓書」が必要なこと自体に不満を述べる選挙人も少なくなく、その対応のため、投票所の混雑に拍車がかかる場合もある。また、「宣誓書」への不満から、投票所に来たにもかかわらず、投票しないまま帰る有権者もいる。

「宣誓書」の記載は、それ自体が高齢者や障害者にとって大きな負担であり、また、それに起因する投票所での待ち時間や混雑も同様であることから、特に高齢化が進む市町村における投票率向上を妨げる一因になるおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

宣誓書を廃止又は簡素化することで、期日前投票がより簡単に短時間で行うことができるようになる。期日前投票所の混雑も緩和され、投票率の向上が期待されるほか、感染症の予防にもつながる。

根拠法令等

公職選挙法施行令第49条の8、公職選挙法施行規則第9条及び第10号様式

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

今金町、別海町、花巻市、多賀城市、白鷹町、安中市、練馬区、相模原市、魚沼市、桑名市、枚方市、八尾市、熊本市、延岡市

○宣誓事由を廃止又は日付及び氏名の記載のみで期日前投票を行うための宣誓とする手続の簡素化については賛同したい。  
○期日前投票の「宣誓書」の記載については、高齢者や障害者にとっては負担となることから、制度改正の必要性が認められる。

## 各府省からの第1次回答

現行の選挙制度は、まず選挙期日の公示又は告示の日に立候補の届出を認め、候補者が選挙運動を行って選挙人に投票を行うに当たっての情報を提供し、最後に選挙人が投票を行う、という流れを基本としており、投票日当日に投票を行うことが原則とされている。期日前投票制度は、あくまで、選挙人の投票機会を確保するため、選挙の当日に投票することが困難であると見込まれる選挙人についての例外的な投票制度であることから、宣誓書の提出を必要としている。

期日前投票を当日投票の例外とし、それを行うためには一定の事由があることを要するとする現行制度のもとで、どの事由に該当するかを選挙人本人の申立てにより確認する必要があるため、宣誓書の事由の選択を廃止する、又は、日付と氏名の記入のみで宣誓が済むようにすることは適当ではない。また、申立てが真正であることを誓うという事柄の性質上、書面により宣誓する必要があり、口頭による申立てによる投票を可能とすることは適当ではない。

なお、期日前投票所の混雑緩和に関しては、選挙人が宣誓書を事前に記載することができるよう、例えば、投票所入場券の裏面に様式を印刷したり、投票所入場券の交付の際に同封したりするなど、市区町村において選挙人の便宜に資するよう努めているものと承知している。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

期日前投票制度は、「投票当日投票所投票主義」の選挙制度のもと、当日投票できない選挙人の選挙権を保障するものであり、投票率向上に大きく寄与している。このことから、市区町村選挙管理委員会では、期日前投票がより円滑にできるよう努力をしている。

第1次回答は、制度により厳正さを求めるものと理解するが、本人確認を徹底するのでもなく、宣誓書の事由の真正性を追及するでもない、いわゆる「形骸化」が指摘される現行の宣誓書への取扱いは、国民の投票意欲につながらず、結果として全体の投票率の向上につながらないおそれがある。

選挙人も選挙管理委員会も釈然としない状態である（中国新聞 2021.11.9）が大勢は宣誓が「本人の判断」によるものとして割り切っている。一方で、いわゆる「真面目な人」は、期日前投票に来る度に事由の選択に悩み、職員は説明に苦慮し、投票所の混雑の誘因となる。

この状況を放置すれば、選挙そのものの厳正さが失われるおそれがある。一方で、宣誓書の事由の選択肢を増やしたり、宣誓の真正性を確認することは、国民にとっての投票しやすさに逆行するだけでなく、期日前投票所での更なる混乱を招くものでもある。

「当日投票」の原理原則は理解するが、せめて国民の実態に寄り添い、書面による宣誓書の廃止又は宣誓書の事由の選択の廃止を前向きに検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【今金町】

期日前投票を当日投票の例外としていることは既に理解済みである。期日前投票は選挙人の投票機会を確保するためとして行っており、期日前投票ができる事由については、HP や入場券の裏などを利用して事前に選挙人へ通知済みである。また、宣誓書についても入場券の裏に印刷するなどスムーズに投票することや移動期日前投票所を開設するなど選挙人の投票機会を確保するための取組を実施している。

しかし、宣誓書へ記入していない選挙人がいることで投票所が混雑することや記入することに不満を述べる選挙人もいる。

当町としては期日前投票をするためには一定の事由があることを事前に周知済みであり、公選法の目的である「選挙人の自由に表明せる意思」とおり広く投票機会を確保するため、スムーズな投票を実施し感染症対策を講じ選挙人に安全・安心な選挙を実施したい。

### 【安中市】

期日前投票所の実際の現場では、宣誓書における事由の選択をする際、投票日当日に投票することができないことを選挙人自身が明確に認識した上で投票に訪れていることは少ないと考えられる。例えば、投票日当日に投票できないからという理由でなく、期日前投票を行っている市役所に来る用事があり、ついでに投票を行うような場合が考えられるが、その際の事由の選択に当たっては、選択肢に「市役所に来た用事のついで」という事由がないので、選挙人自身の意思により適当な事由を選択することとなる。そのような場合において、選挙人自身が選択した事由と、投票日当日の選挙人の実際の行動の内容を事後的に確認して突合することは困難であり、投票箱に選挙人が投票用紙を投函した時点で選挙人が選択した事由の真偽を確認する必要性もなくなるため、期日前投票における宣誓書の事由の選択は、形骸化していると考えられる。さらに、直近の第26回参議院議員通常選挙において、期日前投票所を訪れた選挙人が「家族の介護」を理由に期日前投票をしようとしたところ、宣誓書に記載された事由の選択肢に該当するものがないとして、期日前投票を断られたという問題事例が発生しており、選挙人の投票のしやすさと宣誓書における事由の選択の必要性を比較衡量するのであれば、当然のことながら、前者が優先されるべきであると考え、期日前投票所の現場の運営に沿った法令の改正をお願いしたい。

## 地方六団体からの意見

### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

現行の選挙制度は、まず選挙期日の公示又は告示の日に立候補の届出を認め、候補者が選挙運動を行って選挙人に投票を行うに当たっての情報を提供し、最後に選挙人が投票を行う、という流れを基本としており、投票日当日に投票を行うことが原則とされている。期日前投票制度は、あくまで、選挙人の投票機会を確保するため、選挙の当日に投票することが困難であると見込まれる選挙人についての例外的な投票制度であることから、宣誓書の提出を必要としている。

期日前投票を当日投票の例外とし、それを行うためには一定の事由があることを要とする現行制度のもとで、どの事由に該当するかを選挙人本人の申立てにより確認する必要があるため、書面による宣誓書の廃止又は宣誓書の事由の選択の廃止については、慎重な検討が必要と考える。

なお、第1次回答のとおり、期日前投票所の混雑緩和に関しては、選挙人が宣誓書を事前に記載することができるよう、例えば、投票所入場券の裏面に様式を印刷したり、投票所入場券の交付の際に同封したりするなど、市区町村において選挙人の便宜に資するよう努めているものと承知しており、そういった事例を丁寧に周知してまいりたい。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

### 5【総務省】

(10) 公職選挙法(昭25法100)

(ii) 期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書(施行令49条の8)については、選挙人の負担軽減及び選挙事務の合理化を図るため、令和4年中に政令を改正し、当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とする。



# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度に係る情報連携における情報提供ネットワークシステムについて同一地方公共団体内の情報照会を可能とするよう見直すこと

## 提案団体

長崎県、九州地方知事会

## 制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度に係る情報連携において、中間サーバーに登録した情報連携の対象となる情報の取扱いに関し、同一地方公共団体内においても情報照会を可能とすること。

## 具体的な支障事例

現在の情報提供ネットワークシステムの仕様では、情報連携が認められている事務であっても、同一地方公共団体内(同じ中間サーバーに情報登録している所属間)では情報提供ネットワークを介した情報照会ができないため、従来同様、ペーパーベースでの情報確認が生じている。

例えば、当県 A 課が情報提供者である情報を、情報連携が認められている事務であっても当県 B 課は情報提供ネットワークシステムを介して情報照会することができない(知事部局と教育部局間等、庁内他機関間での照会を除く)。

情報連携に関し、国は統合宛名システムを活用した庁内連携体制の構築を推奨しているが、国が示した中間サーバー仕様書の内容では、庁内情報連携に係る機能の付加を必須としているわけではない。地方公共団体は国が示した共通仕様書を基に統合宛名システムの導入を進めており、当県においては副本を「保有しない」設定となっているため、庁内連携は一時情報提供によるもののみ実施可能な状態となっている。統合宛名システムの設定を今後変更し、副本を「保有する」設定に変更したとしても、その時点以降から新規に登録される副本データからのみ内部副本(中間サーバーにある副本の副本)で管理することとなるため、照会応答結果が不十分となる可能性がある。また、内部副本は、副本および正本との整合性を確保するための管理が難しい。この課題を解決するためには、国が整備している情報提供ネットワークシステムを通じて、同一地方公共団体内でも情報照会が可能となるよう、仕様変更が不可欠であると考えます。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

情報提供ネットワークを介した情報照会の範囲が同一地方公共団体内にも拡大されれば、行政事務の効率化を図ることができ、ひいては国民の利便性が向上する。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、八尾市、岡山県、宮崎県

○当市においても、左記支障事例が生じた場合、住民登録担当課の職員において住民基本台帳ネットワークシステムを通じて照会を行っているが、照会件数が膨大な数になるケースがあり、相当の事務負担が生じている。情報提供ネットワークシステムを通じて、他部署においても簡易に情報照会が可能となるよう要望するものである。

#### 各府省からの第1次回答

番号利用事務に関して地方公共団体内においてA課からB課への特定個人情報の庁内連携を行うことについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）上、各自治体において条例を定めることにより実施可能と考えている。

なお、提案団体は、情報提供ネットワークシステム及び自治体中間サーバーを利用して庁内連携することを提案しているが、情報提供ネットワークシステムについては、番号法第19条第8号又は第9号の規定による、異なる行政機関等の間での特定個人情報の提供を管理するために内閣総理大臣が設置しているものである。

また、中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の対象となる特定個人情報の副本を保存・管理し、既存の業務システムとの情報の授受の仲介、記録の管理等を行うために整備されているものであり、自治体中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が全ての自治体から委任を受けて、自治体中間サーバープラットフォームに共同化・集約化して整備・運用している。

以上のとおり、情報提供ネットワークシステム及び自治体中間サーバーは、制度上もシステム設計上も、同一地方公共団体内の庁内における情報連携を行うことを前提としているものではない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、情報提供ネットワークシステムを介して情報照会を行う事務と、庁内連携により情報照会を行う事務は、どちらも番号法に基づく情報連携である。庁内連携のためのシステムを個々に構築するよりも、情報提供ネットワークシステムを利用することで、副本管理やシステム管理においてより効率的に情報連携ができると考える。頂いた1次回答は現行の制度を維持することを前提としているようであるが、情報連携範囲の拡大による行政事務のさらなる効率化や国民の利便性向上につなげるため、積極的に既存の仕組みを有効に活用する方策をご検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

ご提案の内容を実現した場合、すでに庁内の別途システムにより連携等が行われている他の地方公共団体を含め、他の行政機関等に対して以下のような影響を与えることから、他機関にメリットがなく負担を与える一方的な状態を招くため、提案を受け入れることは妥当ではない。

情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を行うためには、情報照会者及び情報提供者（以下「情報照会者等」という。）ごとに情報提供用個人識別符号（いわゆる機関別符号）を取得する必要があるため、庁内連携を行う各部局ごとに情報照会者となることができるよう、システム構成等について整理・見直しを行う必要がある。例えば、団体の内部部局が、同一の中間サーバー端末を用いてそれぞれ情報連携を行うことができるようになるためには、自治体中間サーバー等の改修が必要となると考えられる。

部局ごとに情報提供用個人識別符号を取得し情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うことができるシステムとする場合、情報連携に係るシステム全体の設計上、統合宛名管理システム等により各業務システムで保有している情報を名寄せして庁内における情報連携を可能としている団体については、機能が重複している状況を生じさせる。

庁外の情報提供ネットワークシステム接続機関が当該団体に情報照会する場合、照会先につき、従前の団体名指定にとどまらずさらに細かく部局等名まで指定して照会する必要が生じるため、各接続機関を含む全体として利便性が低下するおそれがある。

情報照会／提供のために都度都度情報提供ネットワークシステムを迂回して通信を行う必要が生じることから、本来であれば庁内で完結する電文がLGWAN／政府共通ネットワークを迂回する。このため、システムやネットワーク全体への無用な負荷・負担を生じさせる。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

37

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第 353 条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことの明確化

## 提案団体

北広島市

## 制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第 353 条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことを明確化すること。

## 具体的な支障事例

### 【支障事例】

市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。

しかしながら、施工業者から納税義務者へ図面等が数種類しか渡っていないことも少なくないため、施工業者に対しても、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているものの、地方税法と個人情報保護法の規定との兼ね合いが不明確であることから、施工業者が当市へ提出してよいものなのか、判断に時間を要することが多々あり、施工業者及び当市ともに苦慮している。

### 【制度改正の必要性】

納税義務者、施工業者及び当市との調整に多大な時間を要するほか、個人情報の取り扱いに関する同意書等の作成等に手間が生じているところであり、当市においては、家屋に係る固定資産評価年間 400 件程度のうち、十分な図面が揃っていないため施工業者に図面の提出を求めた事例が 50 件程度ある。

納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化を図る必要があるところであり、支障事例の解消を早急に実施すべきと考える。

また、図面の提供方法については、本件支障が生じていることも影響して、ほぼ全件において、紙媒体の複写をもって実施されているところから、本件支障の解消を実施することによって、PDFデータの提供等の電子的な手段等を用いること、いわゆるデジタル化を促進することも必要であると考えられる。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化に寄与するなど、地方税に対する納税者の信頼の確保が促進される。

また、施工業者等から図面等の提出がされる場合には、PDFデータ等の電子的な手段を用いられることが期待されることから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。

## 根拠法令等

地方税法第 353 条、個人情報の保護に関する法律第 27 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

室蘭市、網走市、留萌市、赤平市、深川市、伊達市、森町、宮城県、水戸市、入間市、桶川市、八王子市、相模原市、石川県、福井市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、鳥取県、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市

○当提案については、地方税法第 353 条の規定により、個人情報の保護に関する法第 18 条第 3 項第 1 号の「法令に基づく場合」として個人情報保護の適用から除外されるものと理解するが、提案内容から現実に市町村の事務の遂行に支障があり、何らかの見解等を文書で出すことによりそれが改善されるのであれば、検討いただきたい。

○当市においても、家屋調査及び評点付設にあたり、図面・見積書の提出を拒まれるケースが散見される。現地調査を縮小し、図面評価にシフトしているコロナ禍の調査においては、家屋図面等の資料の提出なしに正しく評価を行うことが、非常に困難となっている。特に、中～大規模非木造家屋の評価において、資材量を把握して評価計算を行うためには、竣工図・見積書の提出が必要であるため、これを促すためにも個人情報保護法に抵触しない旨の後ろ盾を講じていただければ、説得しやすい環境になると考える。

○住宅等の施工業者から紙媒体による図面の交付もしくは提供を拒まれる事案がある。図面に地番、所有者の記載がある場合に個人情報保護法で守られるデータとなるのか基準は必要である。

○納税義務者より資料を取得することを原則としているが、接触ができない事例もあり施工業者より取得できれば事務負担の軽減につながる。

○市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、所有者から図面等の書類を入手する事が困難なケースにおいては、施工業者に対しても本条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているが、任意の協力規定のため施工業者によっては個人情報保護の観点から図面等の提出を断るケースがある。

## 各府省からの第 1 次回答

市町村の徴税吏員等が、地方税法第 20 条の 11 又は第 353 条第 1 項の規定に基づき、協力を要請し、又は質問し若しくは帳簿書類その他の物件の提出等を要請してきた場合に、個人情報取扱事業者が、これに応じて、納税義務者等の個人データを市町村に提供することは、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当する。

このため、個人情報取扱事業者は、納税義務者等の個人データを市町村に提供するにあたり、納税義務者等の本人同意（個人情報保護法第 27 条第 1 項）を得る必要はない。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答でお示しいただいた内容については、従前から当市において個人情報取扱事業者へ説明している内容と同一であることから、現行のままでは、支障が解消されないことが考えられる。

については、関係府省から関係する個人情報取扱事業者（建設業の許可を受けている者等）に対して、通知等の発出等によって、早期にご周知いただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国市長会】

提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

### 【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

今後、関係省庁において、周知を図ることを検討する。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【個人情報保護委員会(2)】【総務省(13)】【国土交通省(8)】

地方税法(昭25法226)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57)

事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権(同法353条1項)に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者に納税義務者等の家屋の図面などの個人データ(個人情報の保護に関する法律16条3項)の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報の保護に関する法律27条1項1号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加

提案団体

北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

地方税法施行規則第15条の5の3に、地方税法第382条第1項の規定を同法同条第2項において準用する場合であつて、かつ、同法第73条の20の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。

具体的な支障事例

## 【制度改正の経緯】

令和元年地方分権改革に関する提案募集における「不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする」との提案を受けて、令和4年度税制改正にて、令和5年4月1日から、登記所から都道府県への登記済通知書の直接送付が行われることとなった。

## 【支障事例】

今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務に関する市町村及び都道府県の事務負担の大きさは変わらない。

当市所在都道府県内では、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知しており、市町村の事務に多大な負担が生じている。また、都道府県によっては、都道府県が自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施しなければならない場合もあり、事務に多大な負担が生じている。

## 【制度改正の必要性】

自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施している県の中には、この事務に年間延べ700日、2,200人以上の労力を要しているところ、提案が実現した際には、この労力を削減することができると思われる県がある。

また、当市をはじめとした、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知することとしている市町村についても、提案が実現した際には、この労力を削減することができる。

さらに、新築又は中古の住宅及び住宅用の土地に係る特例措置(地方税法第73条の14第1項、同法同条第3項及び同法第73条の24第1項から第3項)の適用については、令和4年度税制改正にて、都道府県が当該特例措置の要件に該当すると認める場合には、納税義務者からの申告がなくとも当該特例措置を適用することができるようになったことから、提案が実現した際には、課税前に都道府県が当該特例措置の要件に該当するか否かを確認することができるようになるため、納税義務者の手続き負担の軽減が図られるとともに、申告受理事務や税額更正及び還付事務を削減することができる。

以上から、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという観点及び納税義務者の手続

き負担の軽減を図るという観点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村及び都道府県相互の事務負担及び納税義務者の手続き負担の大幅な軽減が図られる。  
また、不動産取得税の課税等の事務については、従前の紙媒体中心の事務から、登記所から都道府県へ提供される不動産登記情報の電子データを中心とした事務になり得ることなどから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。

#### 根拠法令等

地方税法第 73 条の 14、地方税法第 73 条の 20 の 2、地方税法第 73 条の 24、地方税法第 382 条、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、都城市、西都市、門川町

○当市においては、不動産取得税にかかる評価額等の照会に対する回答事務の負担が軽減される。それにより、本来の課税事務に集中することができる。

○毎月、市町村に出向き固定資産台帳の閲覧調査や郵送による価格等照会調査を行っている。閲覧調査では必要事項を手で書き写すため、職員にとって正確性を強く求められることによる負担が大きいこと、価格等照会では市町村職員に同様の負担をかけているのが実態であることから、登記の情報に固定資産評価額が追加されることにより、都道府県と市町村職員の負担軽減が可能となる。また、令和 4 年度税制改正により、住宅の特例措置（地方税法第 73 条の 14 第 1 項及び第 3 項並びに同法第 73 条の 24 第 1 項から第 3 項）の適用を客観的に認めるために、都道府県は要件の 1 つである建築年月日を必要とするため、これが追加されることにより、課税前に都道府県が当該特例措置の適用が判断できる範囲が広がる。

○年間 180 時間ほど労力を割いており、データの集積により軽減できる労力である。

○現在当市では、都道府県が不動産の固定資産評価情報をメールや直接当市への来庁により把握している。このため、要望のとおりになれば、都道府県が当市に対し調査する事項が軽減されるため事務の効率化につながると考えられる。

○当町においても登記済通知書を振興局に送付する際、固定資産税評価額を付して資料を送付しており、業務量の増大を招く一因になっている。登記所から都道府県に直接登記済通知書情報が提供されるのと合わせて、登記所が保有している固定資産税評価額も提供されれば、当町税務課の業務軽減につながることを期待できる。

○現行の登記の情報のみの提供では、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務の担当者が、市町村の固定資産税課税部署へ来庁の上、直接照会を行っており、回答する市町村側でも相当の事務時間を費やしている。既に多くの市町村が、地方税法第 422 条の 3 に基づく通知（評価額通知）を、紙媒体と併せて電子データで登記所へ送信しており、登記所側で当該データを活用することによって、本提案は実現可能と考える。また、地方税法第 422 条の 3 に基づく通知についても、提供手段を電子データのみに変更し、地方税の賦課徴収に係る事務のデジタル化の推進を実現すべきと考える。

○当県においては今後登記済通知データの活用について検討することとなるが、固定資産課税台帳の内容（特に評価額）については情報がなく、当該データだけでは不動産取得税の課税はできない。本提案が実現すれば県内市町に負担をかけることなく、なおかつ当県の不動産取得税担当職員の負担を軽減することができる。

○県から当市に対する固定資産評価額に係る照会が無くなることから、当市業務の負担軽減が図られる。

○登記所からの通知では、固定資産評価額および建築年月日の情報が得られず、別途調査が必要である。

#### 各府省からの第 1 次回答

提案中の支障事例に、「今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったもの



の、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできない」とあるが、まず前提として、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)における地方税法第73条の20の2を新設した趣旨は、不動産取得税の課税の端緒となる情報として、不動産の取得に係る登記の情報を通知するというものであり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したものではない。

そもそも、固定資産税評価額は、法務局が登記情報として保有する情報ではなく、登録免許税の算出のために市町村や申請人から提供を受けることにより知り得ている情報にすぎず、法務局において管理している情報ではなく、また、法務局において当該評価額の真正性を担保することができないことから、登記情報と固定資産税評価額情報を関連付けて提供することは困難である。

なお、都道府県が課税主体である不動産取得税は、固定資産税と同様に、適正な時価を課税標準とするとともに、固定資産評価基準によって評価額を決定するものである。そのため、現行制度においては、固定資産課税台帳に評価額が登録されていない不動産については都道府県が評価額を決定して市町村に通知し、固定資産課税台帳に評価額が登録されている不動産については市町村が都道府県に評価額を通知することとしている。このように、市町村と都道府県が相互に評価額を通知し合うことで、適切かつ効率的に不動産取得税及び固定資産税の課税を行う仕組みとしている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の対象である承継取得分に関する固定資産評価額については、地方税法第422条の3に基づき、市町村から登記所へ全件通知されるとともに、固定資産評価額に修正が生じた場合においても市町村から登記所への通知がなされており、登記所は登録免許税の算定時において地方税法第422条の3に基づく通知による固定資産評価額を使用しているのではないかと。

さらに、現に都道府県によっては、都道府県が登記所へ臨場して登記情報と固定資産評価額を閲覧して、不動産取得税事務を実施しているなど、不動産取得税の課税主体は都道府県であることから、そもそも登記所で保有している情報を都道府県へ渡すことについて、真正性の担保が必要である理由をお示しいただきたい。

本市としては、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)において、「市町村長から登記所への通知(地方税法422条の3)がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査(登録免許税法26条1項)については、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等必要な措置を講ずる。」としていることは承知しているが、遅くともこのタイミングで実現は可能と考えられることから、実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【北海道】

家屋の建築年月日については、法務局において管理している情報であることから、登記情報と合わせて提供いただくことができるものと考えます。

##### 【豊田市】

都道府県宛の地方税法第73条の18第3項の規定に基づく不動産の取得の事実の通知及び同法第73条の22の規定に基づく固定資産税課税台帳に登録された不動産の価格等の通知については、税務システム等標準仕様書に規定された事項であるが、システム稼働まで3年余あり、その間においては支障事例が解消されない。また、システム導入にあたり、市町村において多額の財政支出を伴うこと、各ベンダーにおいて人的リソース確保に苦慮している現状を鑑みるに、令和8年度の一斉稼働に対し、懐疑的な見解も一部あることから、地方税法第422条の3に基づく通知をデータとして提供を受けており、当該データの活用が見込める登記所については、その間、固定資産評価額及び建築年月日情報の追加を行い、事務負担の緩和を図られたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

令和8年度を目途に移行することとされている固定資産税に係るシステム標準化及び令和8年度中に予定されている地方税ポータルシステム(eLTAX)の改修により市町村から都道府県への通知に係るオンライン化が進め

ば、提案団体の支障事例は解消されるのか。

仮に解消され、地方公共団体の事務負担が軽減されるのであれば、第2次ヒアリングにおいて資料等を用いて具体的に示していただきたい。

令和8年度までの期間においても、地方公共団体の負担軽減を図るため、何らかの措置を講じることは考えられないか。

#### 各府省からの第2次回答

現在、地方税法第73条の22の規定に基づく市町村から都道府県への固定資産評価額等の通知(以下「価格等の通知」という。)について電子化の取組みを進めている。

具体的には、地方団体のシステム標準化に伴い、本年8月31日に「税務システム標準仕様書【第2.0版】」を策定し、当該仕様書の中で、価格等の通知の通知項目として固定資産評価額や建築年月日等を定めるとともに、これらの情報をCSV形式で出力する機能を実装必須機能として要件化した。

このシステム標準化は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、目標時期である令和7年度までに、原則全ての市町村が標準仕様書に準拠したシステムに移行することとされていることから、令和8年度から原則全ての市町村は価格等の通知をCSV形式で出力することが可能となる見込みである。

その上で、地方税共同機構において、令和8年秋にリリース予定の次期eLTAX更改のタイミングにあわせて、価格等の通知のオンライン化も検討されているところである。

このように、今後、システム標準化や市町村と都道府県との間の通知のオンライン化を進めることによって、市町村と都道府県双方の事務負担軽減を図ってまいりたい。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

##### 5【総務省(12)(iii)】【法務省(3)】

地方税法(昭25法226)

固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知(73条の22)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書(通知項目として固定資産評価額、建築年月日等を規定)により、電子データで出力することを可能とする。また、令和8年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とする。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

39

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

地方税法第20条の11に規定する調査権を根拠として、市町村が法定相続情報一覧図を用いて相続人を探索する措置を可能とすること。

具体的な支障事例

## 【制度改正の経緯】

土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者であるが、当該所有者が賦課期日前に死亡している場合には、「現に所有している者」が納税義務者となる(地方税法第343条第2項後段)。

課税庁においては、「現に所有している者」(通常は相続人)を特定するための調査に多くの時間を要しており、迅速かつ適正な課税に不都合が生じていることから、当該所有者が死亡している場合における土地又は家屋を所有している者(現所有者)に対し、その氏名、住所等を申告させることについて、令和2年度の税制改正において、制度上位置づけられた。

## 【支障事例】

しかしながら、この申告については、「現に所有している者」として認定するために必要な情報を、当該固定資産を所有している者から直接得ることで、効率的に調査を行い、その認定を迅速に行うことができるようにするためのものであり、当該申告のみをもって納税義務者を認定するものではなく、当該申告内容が適正であるかを戸籍簿等で確認するなどにより、適切に判断すべきものである旨、総務省自治税務局固定資産税課から事務連絡が出ていることや、相続人等において、被相続人が固定資産を所有していることを把握していないことなどから、相続人等から申告がなされない事例が少なからず生じているのが実情であることから、市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している者」を特定するための調査に多くの時間を要し、迅速かつ適正な課税に不都合が生じている従前からの状況に大幅な改善が図られていない。

## 【制度改正の必要性】

市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している者」を特定しているところ、法定相続情報一覧図の写しの交付を受けることが可能になれば、戸籍簿の請求事務や戸籍簿の内容確認事務を削減することができるなど、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「現に所有している者」を特定するための調査時間の大幅な短縮が図られ、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保はもとより、所有者不明土地等に係る課題の解消の促進に寄与する可能性がある。

## 根拠法令等

地方税法第 20 条の 11、不動産登記規則第 247 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

室蘭市、北見市、留萌市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、森町、花巻市、宮城県、富谷市、いわき市、水戸市、高崎市、入間市、桶川市、練馬区、八王子市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、枚方市、宇陀市、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市

○固定資産税の所有者死亡にかかる課税事務については、相続人の特定が困難であるため全国的な問題に発展しているものである。適切な市町村の税制運営のためにもご検討いただきたい。

○現状、現所有者申告の提出があった場合には申告内容が適正であるかを戸籍簿等で確認し、現所有者申告の提出がない場合には申告を促すなどしたうえで申告内容等を戸籍簿等を確認するなどして「現に所有している者」を特定している。現所有者の特定のための戸籍簿の請求事務、戸籍簿の内容確認事務、現所有者へ申告書の提出を促す事務には多大な時間を要し、これまでの業務体制に支障が生じている。よって、法定相続情報一覧図の写しの交付を受けることが可能になれば、当該制度により増加した業務の効率化が図られ、行政サービス向上に寄与することが期待できる。

○固定資産所有者の相続人が相続放棄をした際に、他の相続人を特定するための調査に多くの時間を要している。

○相続関係の調査には、年間を通じて多大な労力を払っており、法定相続関係一覧図の写しの交付を請求できるだけで、業務の軽減に帰することは明白である。法定相続関係一覧図を作成する場合は、相続に関係する人数が多い場合が多く、より時間のかかる事案について早期に解決できることが見込まれる。

○本市では、「現に所有している者」を申告させるための書類を、相続人と考えられる者に対し送付し申告を促している。送付先である相続人の調査にあたっては、戸籍簿を確認するなどし、調査に多くの時間を用しており、従前からの状況に大幅な改善が図られていない。そのような中で、「市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること」によって、相続人調査が一定程度短縮される可能性があり、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保に寄与する。

○本市においても戸籍簿を確認するなどして「現に所有している者」を特定しているため、調査に時間を要することで、迅速な課税に支障が出ている。

○相続人調査には多くの時間を要している。提案のとおりになれば事務を迅速に進めることが可能となる。

○固定資産税の納税義務者死亡後、登記名義が変更されないまま、相続人が納税している場合がある。その相続人が亡くなった後、滞納事案となった際、現所有者の特定のための調査に多くの時間と労力を要している。法定相続情報一覧図の利用により、複雑化した相続関係の調査が軽減できる可能性がある。

## 各府省からの第 1 次回答

### 【総務省】

法務局による法定相続情報一覧図の提供の可否については、最終的には法務省の判断とはなるが、法定相続情報一覧図の提供が得られれば、市町村の課税事務の効率化につながることから、引き続き法務省と協議してまいりたい。

### 【法務省】

法定相続情報一覧図（以下「一覧図」という。）は、相続に起因する手続を効率化するため、一覧図の保管及び写しの交付の申出をした者（以下「申出人」という。）が自ら戸除籍謄本等を収集した上で作成し、登記官がこれを認証して交付するものである。

そのため、法定相続情報証明制度においては、一覧図の写しを申出人以外の第三者に提供して当該第三者が利用することは想定しておらず、市町村に交付することは制度趣旨に合致せず、認められないものとする。

なお、そもそも申出人は、相続に起因する手続を行おうとする者であり、被相続人が不動産を有している場合は、一覧図作成後に相続登記を申請する可能性が高いと考えられる。そして、相続登記後は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条第 2 項の規定に基づき、登記所はその旨を市町村長に通知することを踏まえると、市町村において一覧図の写しの交付を求める必要性は乏しいものと思われる。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

### 【総務省】

提案趣旨をご理解いただき、大変ありがたい。実現に向けて、引き続き、法務省と協議をお願いしたい。

【法務省】

制度趣旨に合致しないため認められないとのことであるが、地方税法第 20 条の 11 に規定する官公署等への協力要請(以下、「法第 20 条の 11」という。)に対しては、「行政目的を阻害せず、業務上支障がないものについては、守秘義務を理由に協力を拒否することができない(地方税法総則逐条解説)」と解されている。

また、戸籍簿の公用請求については、法第 20 条の 11 に基づくものであれば認められていると承知している。市町村において一覧図の写しの交付を求める必要性に乏しいとのことであるが、法定相続情報一覧図の作成後、直ちに相続登記を行うケースばかりではなく、法定相続情報一覧図の作成後、遺産分割協議を経て相続登記を行うケースも想定される。

さらに、固定資産税は、賦課期日(1月1日)前に相続が発生して、賦課期日までに相続登記を終えていなければ、相続人全員に連帯納税義務が生じる(地方税法第 343 条第 2 項(現に所有している者とは、原則、相続人))こととなり、また、賦課期日後に相続が発生した場合には、法定相続分に応じて、各相続人が納税義務を承継する(地方税法第 9 条第 2 項)こととなるなど、相続登記をしたとしても、相続人の把握を行う必要のあるケースが多いため、地方税法第 382 条第 2 項の規定による通知では足りない。

については、追加共同提案団体が 33 団体に上っているなど、必要性は多大にあることをまずはご認識いただき、本件提案の実現に向けて、積極的にご検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、課税事務の効率化を図るため積極的に検討していただきたい。

各府省からの第 2 次回答

法定相続情報一覧図(以下「一覧図」という。)は、「相続に起因する登記その他の手続のために必要があるとき(不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)第 247 条第 1 項柱書き)、その保管及び写しの交付の申出をすることができるものとされ、当該申出人によって作成される一覧図を、法務局から申出人以外の第三者に提供し、当該第三者が利用することは制度上想定されておらず、第三者に提供するための手続や手当ても一切設けられていない。したがって、申出人が作成・提出した一覧図を市町村に交付し、課税事務に利用することは、専ら申出人の利便性のための本制度の趣旨に反するのみならず、申出人に本制度の利用を躊躇させることになり本制度の存在自体を否定することにつながるおそれがある。

また、上記に加え、仮に市町村からの交付請求に対応するとした場合には、以下のとおり見込まれる効果や費用対効果の観点から問題がある。

一覧図の写しの発行は申出のあった法務局でのみ行うことが可能であるところ、申出は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する法務局のいずれかにすることが可能であり、申出される法務局が 1カ所に特定できるものではない。そのため、仮に、市町村から、一覧図の交付の請求があった場合には、請求を受けた法務局において、申出の有無と申出がされた法務局を探索する必要がある。探索した結果、①請求を受けた法務局で一覧図を保管している場合、②請求を受けた法務局ではない法務局で一覧図を保管している場合、③どこの法務局にも申出がされておらず一覧図が保管されていない場合のいずれかになるが、年間死亡者数と一覧図の保管数を比較すると、③の場合が大半であり、市町村の請求は空振りとなって、市町村の利便性の向上にもならないことに対し、法務局の新たな事務負担が著しく増大することになる。また、市町村において申出のあった法務局をあらかじめ特定することは事実上困難であると考えられることから①の場合は、ほぼあり得ず、②の場合には、申出がされた法務局に連絡し、市町村が当該法務局から発行してもらう必要があり、これも膨大な事務負担となる。

このように、本制度の趣旨に反することに加えて、市町村の事務負担の軽減効果と比較して法務局の事務負担の増大割合の方が膨大となるという問題があることから、慎重な検討が必要であり、一覧図の今後の活用状況等を踏まえ、引き続き、検討してまいりたい。

令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針(令和 4 年 12 月 20 日閣議決定) 記載内容

—

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

40

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08\_消防・防災・安全

## 提案事項(事項名)

罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用が可能であることの明確化

## 提案団体

北広島市、船橋市

## 制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

## 求める措置の具体的内容

罹災証明書を交付する場合に住家被害認定調査を実施する目的であれば、固定資産課税台帳等の情報を利用することが可能であることを通知の発出や手引き等で明確化すること。

## 具体的な支障事例

固定資産課税台帳等の情報については、私人の秘密を守る観点から、地方税法上の守秘義務の対象となり、原則として情報提供できないものとされている。

法的措置の必要性、納税者保護などを勘案のうえ、別途、個別法において一定の要件を定めることにより、固定資産課税台帳等の情報が活用可能となる場合があるとされているが、罹災証明書の交付に係る根拠法である災害対策基本法には特段の規定はないことから、各市町村の個人情報保護審査会等で個別具体的に審査等をする必要があるなど、迅速適正な住家被害認定調査の実施に支障が生じている。

また、現在公的な各種被災者生活再建支援制度の適用については、住家被害認定調査の結果を踏まえて発行される罹災証明書の被害認定区分に応じて行われることから、調査が迅速適正に行われない場合には、被災者生活再建支援全体に影響が生じるため固定資産課税台帳等の情報の活用を行うことが可能であることを明確化していただきたい。

なお、共同提案市のほか、現在、全国で250団体以上の地方公共団体において、民間の住家被害認定調査の支援システム(以下、「システム」という)を導入しており、当該システムは、固定資産課税台帳等の情報を取り込むことで、更に迅速適正な調査等の実施が可能となる機能を有しているものの、固定資産課税台帳等の情報の利用について明確化されていないことから、十分に機能を活用することが出来ないと考える団体が多く存在していることがシステム利用団体への照会により判明した。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

デジタル技術を有効に活用することが可能となるなど、迅速適正な住家被害認定調査の実施が促進され、被災者生活再建支援全体のスピード向上に寄与する。

## 根拠法令等

災害対策基本法第90条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

深川市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、千葉市、八王子市、川崎市、横須賀市、名古屋市、豊

橋市、常滑市、大阪府、高槻市、小野市、広島市、八幡浜市、東温市、熊本市

○発災後、支援システムに固定資産税台帳の情報を提供できるように防災担当課と覚書を締結して対応している。

#### 各府省からの第1次回答

罹災証明書は、被災者支援の判断材料として活用されていることから、早期の発行が重要であり、その前提となる被害認定調査についても、迅速に行う必要があると考えております。

今回、提案されている固定資産課税台帳等の情報の利用については、提案団体等より、被害認定調査を行うにあたってどのような情報を使えば迅速化に寄与するかお示しいただき(当該情報が他の手段では入手できないかや、迅速化に寄与できないなどの理由を含めて)、その上で内閣府及び総務省において、当該情報が地方税法第22条における秘密に該当するかどうかや、秘密に該当する場合は私人の秘密保護と公益性等を比較衡量し、利用の可否を判断する必要があると考えます。

その際、登記簿謄本(登録事項証明書)に記載されている情報以外に必要な情報を教えていただければと考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

前向きなご回答をいただき、大変ありがたい。

迅速化に寄与する情報の種類については、地番及び用途並びに構造並びに家屋の評価に関する資料である。また、当該情報が他の手段では入手できないかや、迅速化に寄与できないなどの理由についてであるが、地番及び用途については、基本的には登記簿謄本(登録事項証明書)に記載されている情報(以下、「登記情報」という。)であるものの、全部又は一部において登記されていない家屋が一定数存するところであり、この家屋の情報については、固定資産課税台帳でのみ入手が可能である。

そして、登記されている家屋であっても、地番及び用途について、登記情報と現況が異なることが多々ある。地番については、住家の特定を行うのに必要不可欠なものであるが、土地が合分筆したなどで、登記上の地番と現況の地番(被災者の住所)とで相違が生じることや、用途については、効率的に調査を行うために調査票等の作成などの事前準備をすることが考えられるものの、用途が変更したなどで、登記上の用途(登記では種類)と現況の用途とで相違が生じることがある。

次に、構造については、木造・プレハブとそれ以外の家屋では調査の手順が異なるものの、登記情報で判別できないところであり、この情報については、固定資産課税台帳でのみ入手が可能である。

最後に、家屋の評価に関する資料についてであるが、調査にあたっては、立面図や基礎図、平面図を作成すると効率的であるものの、作図には一定の時間を要することから、評価調査等に付随する立面図、基礎伏図及び平面図を利用することによって、効率的に調査結果を記録できる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

**【八王子市】**

被害認定調査を行うにあたっては、家屋の情報が必要となるが、調査対象には当然、未登記家屋も存在する。一般に公示の対象となっていない未登記家屋の情報についても、被災者生活再建支援システムに取り込み、利用できるような法整備がされれば、被害認定調査の迅速化につながり、結果として被災者の生活再建支援に寄与することとなる。

登記物件であっても、相続や増築などにより現況が登記内容と一致しないことが往々にしてあるため、現況を反映している課税情報を活用することで、住所(送付先)、氏名(納税管理人)、所在地、種類、構造、屋根、階層、各階床面積、住居戸数等が正確に把握できる。

また、課税資料として保有している平面図についても利用できれば、家屋の被害状況を現場で効率よく把握できる。

これらの情報は、他の手段では入手が不可能であるが、被害認定調査の迅速化には重要な材料となる。

#### 地方六団体からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

固定資産課税台帳等の情報の利用は、被害認定調査の迅速化に寄与すると考えます。  
但し、固定資産課税台帳等の情報のうち、ご指摘の図面等の情報は、地方税法第22条の漏らしてはならない「秘密」に該当するため、その提供に当たっては、事案の重要性、緊急性等と私人の秘密保護との比較衡量を行うとともに、個別法に情報の提供の求めに係る規定を設ける必要があります。  
今後、関係省庁間で協議を行いながら、検討を進めます。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【内閣府(3)】【総務省(15)】  
災害対策基本法(昭36法223)  
罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。  
・地方公共団体が固定資産課税台帳等の情報を内部利用することを可能とする。



# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

提案事項(事項名)

土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

山口市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。

また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地対策等のために行われる住民票の写しの公用請求に係る事務負担の軽減や事業者からの土地使用権等の取得のための裁定申請等に添付する住民票の写しの提出を省略するため、国の機関や都道府県、市町村等の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲の拡大に係る住民基本台帳法の改正を求める。

具体的な支障事例

市が所有者不明土地で事業を実施するために、所有者不明土地法第39条第2項に基づく土地所有者の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地市町村に対して、住民票の写しの公用請求を行う必要があるが、当市においては調査期間に約4ヶ月、事業完了まで約2年と多大な時間を要したことがあり、円滑な事業実施の支障となっている。

また、国の機関や他の市町村等からの所有者の探索等に係る住民票の写しの公用請求が求められていることから、公用請求の対応に伴う事務負担が生じており、更に、事業者からの裁定申請等に住民票の写しの添付を求めていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発生し、それについて事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の効率化と事業の円滑化が可能となり、ひいては住民サービスの向上につながる。

また、住基ネットの利用範囲の拡大により、申請者からの住民票の写しの添付の省略を図ることで、申請者の負担軽減につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号、第30条の15第1項第1号及び第2項第1号、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条から第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

館林市、浜松市、鹿児島市

〇市の用地取得事業において、土地所有者や相続人の探索を実施しようとする場合、土地所有者の登記名義人の住所地や戸籍地市町村に対して、住民票や戸籍の写しの公用申請を行う必要があるが、当市においても1回の公用申請について2週間から3週間の期間がかかり、全ての確認を行うために相当な時間を要している。

#### 各府省からの第1次回答

所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、「必要な対応を検討することとしたい」とされているが、所有者不明土地対策としての住基ネットの活用について、幅広く住基ネットの利用を可能とする方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、具体的に住基ネットを利用可能とする事務の範囲や今後のスケジュールについて御教示いただきたい。地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するため、関係府省で行われた調査結果を踏まえつつ、所有者不明土地対策としての住基ネットの利用範囲の拡大を幅広く行うよう前向きな検討をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があつたが、多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から支障事例が示されており、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するためにも、住基ネットの利用範囲の拡大を幅広く行うよう、速やかに検討を進めていただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

所有者不明土地法に基づく土地所有者探索に係る事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。加えて、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、関係府省に調査及びヒアリングを行ったところであり、事務の内容を精査した上で、住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲を拡大することについて検討し、必要な措置を講じることとしたい。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(16)(ii)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】  
住民基本台帳法(昭42法81)  
以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。  
・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合  
・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合  
・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合

- ・農地中間管理事業の推進に関する法律(平 25 法 101)に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合
- ・森林経営管理法(平 30 法 35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平 30 法 49)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合
- ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法 15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

44

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

二輪の小型自動車に係る運輸支局への検査情報及び二輪の軽自動車に係る運輸支局への届出情報について市区町村へ電子データでの提供を可能とすること

## 提案団体

中核市市長会、平塚市

## 制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

250ccを超える二輪の小型自動車及び125ccを超え250cc以下の二輪の軽自動車(以下「125ccを超える二輪の軽自動車等」という。)については、運輸支局で検査・届出手続を行うこととなっている。当該検査、届出情報について、地方公共団体情報システム機構ASPサービスにて提供をしている軽自動車検査情報市区町村提供システムに類するシステムを構築することにより、市区町村へ電子データでの提供を可能とし、軽自動車税(種別割)(以下、「軽自動車税」という。)課税事務の円滑化を図る。

## 具体的な支障事例

軽自動車税における課税客体となる軽自動車等の登録・廃車等の申告は、125cc以下の原動機付自転車等については市区町村の窓口、3輪・4輪の軽自動車等は軽自動車検査協会、125ccを超える二輪の軽自動車等については運輸支局と三か所に分かれている。

このうち、軽自動車検査協会が行う3輪・4輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、市区町村は、軽自動車検査情報市区町村提供システムにて、電子データで提供を受けることができる。これにより、車両の登録状況がほぼリアルタイムで把握でき、また、CSVデータを利用し基幹系システムへ取り込むこともできるため、軽自動車税課税事務の円滑化に大きく寄与している。

しかし、運輸支局が行う125ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の申告に係る情報については、提供を受けることができないため、125ccを超える二輪の軽自動車等に係る軽自動車税課税事務は、税申告書(紙媒体)のみに基づいて行われている。そのため、納税義務者による記入誤りや文字が不鮮明であることも多く、申告内容に疑義がある都度、運輸支局へ郵送等による照会をする必要があり、事務に多くの時間を要している。また、情報提供媒体が紙媒体であるため、基幹系システムへの入力の手入力によることとなり、軽自動車税の賦課期日である4月1日頃に事務が集中することが多くの市区町村で毎年恒常化しており、誤りを誘発する要因となっている。さらには、納税者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えを市区町村に郵送することで税を止める手続を行う必要がある場合、納税者が手続を失念すると、廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村において、基幹系システムへのデータ取り込みやRPA等のICT活用によって、事務時間削減や賦課期日から納税通知書発送までの期間の事務の集中による事務負担が軽減される。

申告書の記入誤りや、字の不鮮明等による、市区町村から運輸支局への照会件数が減少することが見込まれ、市区町村・運輸支局双方にとって事務負担の削減が見込める。

## 根拠法令等

道路運送車両法第 58 条第 1 項、第 97 条の 3 第 1 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、宮城県、富谷市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、館林市、桶川市、千葉市、相模原市、横須賀市、海老名市、浜松市、磐田市、名古屋市、豊橋市、刈谷市、京都市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、東温市、熊本市、宮崎市、延岡市

○125cc を超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等については、運輸支局で手続きされた税申告書（紙媒体）のみに基づいて行っている。

そのため、申告書の記入漏れや文字が不鮮明である場合には、運輸支局へ郵送で照会する必要があり、余計な事務が生じている。

また、納税義務者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えが提出されないことも多々あり、廃車の事実を把握できずに納税通知書を送付してしまうことから、トラブルに発展するケースもある。その際においても、登録状況を運輸支局へ郵送で照会しなければならず、回答までに2週間程度の時間を要してしまうことから、迅速な対応ができない状況である。

○125cc を超える二輪の軽自動車等の登録・廃車申告は、申請者の自筆で行われるため、申告内容に疑義が生じるたびに問い合わせを行うため、事務に多くの時間を要する。正しい課税かどうか確認する術が不足している。また、賦課期日前後に申告書が大量に送付されるため、課税事務の円滑化の妨げにもなっている。

○システムへの入力作業は申告書（紙媒体）により行っている。この申告書は複写式で手書きも多く正確に読み取ることができないことがある。軽四輪は電子データで確認することができるが、軽二輪はFAXにより照会を行い確認作業を行っているが、回答まで3日以上の上長時間となることから電子化は必要である

○申告内容不備や確認に時間を有するケースが多く、また申告書未着による当初課税誤りもあるため課税事務の円滑化を図るために必要と考える。

○軽自動車検査情報市区町村提供システムを活用する際は、リースや所有権留保の項目がないため、実施の際は確認項目に追加する必要がある。

○125 cc を超える二輪の問合せについては、FAX により軽自動車協会を通じて運輸支局へ調査依頼をかける必要があり、納税義務者等への返答に数日要することがある。

○二輪の軽自動車については、他市区町村に転出した車両のいわゆる「税止め」申告が漏れた場合に確認する術がなく、毎年当初課税において複数の市区町村から納税通知書が届く納税義務者が存在し、苦情や事務の増加に繋がっている。

また、二輪の軽自動車の税申告書は手書きで不明瞭なものが多く、確認のため市区町村及び運輸支局双方の事務負担が生じている。

○申告書の手入力に時間を要しており、手入力による入力誤りのリスクがある。また、税止めに係る照会に時間を要している。

○情報提供が紙媒体であるため基幹系システムへの入力に RPA を活用できず手入力となっている。

また、納税義務者が他県で車両を廃車した際に、申告書の控えをファックス送信することで税を止める手続を行っているが、納税義務者が手続を失念すると廃車したにもかかわらず納税通知が送付されてしまうケースが発生している。

○本市では、当該二輪に係る申告書の処理をバッチ処理と手入力にて行っている。通常は、市税システムに1件ずつ手入力は行わず、外部データとして、申告書の内容を契約している委託業者にパンチさせ、CSV データに変換したうえで市税システムに一括して取り込んでいる。市外転出分など当初の税額計算に間に合わない申告書については、市税システムに直接手入力している。年間で約 18,000 件の申告書が提出されるため、提案事項が実現されれば、委託費用（申告書）18,000 件 ×（単価）83 円【取得と廃車で異なるため平均額】＝1,494,000 円程度の削減につながる。

## 各府省からの第 1 次回答

小型二輪に関する所有者等情報の提供については、市区町村が軽自動車税賦課徴収を目的としている場合、情報提供承認機関である（一財）自動車検査登録情報協会からの情報提供が可能であり、すでに一部の地方自治体には情報提供しているところであるが、制度が認知されていない可能性もあることから、今後の周知方法について検討してまいりたい。

一方、軽自動車税賦課徴収のために地方自治体への軽二輪に関する電子的な送付を行うにあたっては、その

提供方法に対応したシステム改修などの費用負担面について課題があるため、関係者と検討してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、現在、三輪及び四輪の軽自動車等の検査・届出情報を照会、ダウンロードが可能となっている軽自動車検査情報市区町村提供システムについて、125 ccを超える二輪の軽自動車等の登録・廃車等の情報についても同様のシステムを構築し、電子データでの提供を可能とすることを求めるものである。軽自動車税は4月1日を賦課期日とし、納税通知の発送まで限られた日程で事務を行わなければならないため、情報提供元に照会をする時間や調査依頼をかける時間も、特に事務が集中している期間については事務負担となる。また、照会に対する回答や調査結果を得られるまでに時間がかかることにより、納税者より、「複数の市区町村から納税通知書が届いた」「抹消手続きをしたはずの車両の納税通知書が届いた」等の苦情の問い合わせが後を絶たない。申告書情報を電子データで提供することにより、申告書情報の正確化、迅速化が図られ、自治体と運輸支局双方の労力や時間を省くだけでなく、納税者の負担や失念によるトラブルを未然に防ぐことに繋がり、3者にとってのメリットが非常に大きい。課税の根拠ともいえる申告書情報を電子化する意義は非常に大きく、費用対効果に照らしても、システム改修を行う必要性は高いと思われるため、DX推進の一環として早急かつ前向きな検討を期待する。

また、小型二輪に関しては、(一財)自動車検査登録情報協会からの情報提供が可能との回答だが、同協会の登録情報サービスは、市区町村が賦課徴収のために使用する場合においても有料であり、市の財政的な負担となっている(1台1件 3.6 円+初期経費+消費税)。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【刈谷市】

支障事例で示されているように、課税事務が円滑に行えない現状があるため、早急な電子データでの提供を要望する。

#### 地方六団体からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

第1次回答の内容に加え、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)において、「性質上、オンライン化が適当ではないものを除き、全ての行政手続について、5年以内にオンライン化を行う」とされたことを踏まえて、小型二輪及び軽二輪に係る税申告手続についてもオンライン化の実現に向けて取り組んでいくこととなる。これが実現した際には、オンライン申告された情報は電子的に地方団体に到達することとなることから、ご提示いただいた支障事例の解消に資するものとする。

なお、小型二輪の情報提供サービスに係る1台あたりの単価は、民間法人である(一財)自動車検査登録情報協会がシステムの維持・運営していくために必要最低限の金額として設定しており、同サービスの受益者である市区町村には、その費用負担をしていただくことについてご理解いただきたい。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

##### 5【総務省(12)(iv)】【国土交通省(7)】

地方税法(昭25法226)

二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続については、令和7年中にオンライン化する。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

49

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方自治法第 243 条の3第1項に基づく「財政状況の公表」の廃止

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 243 条の3第1項に基づく財政状況の公表について、財政状況資料集や統一的な基準による財務書類に関する情報などにより、団体間比較が可能な形での地方公共団体の財政状況の「見える化」が進んでいる状況を踏まえ、廃止とするよう求める。

具体的な支障事例

(背景)

地方公共団体の財政状況の「見える化」は、経済財政諮問会議で取りまとめる「新経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、財政状況資料集や統一的な基準に基づく財務書類に関する情報などの公表が推進され、住民の財政に係る情報の理解に寄与している。

地方自治法第 243 条の3第1項に基づく財政状況の公表は、地方公共団体の運営が常に住民の関心と協力を必要とし、執行中の予算の状況を住民が承知できるようにすることが目的といえるが、現代においてインターネットなどにより各地方公共団体の財政情報へのアクセシビリティは、地方自治法の制定からインターネット普及以前の期間と比較すると大きく向上している。

(支障)

「見える化」に係る各公表資料は、総務省が定める統一様式により、地方公共団体間比較が可能な形で公表されている。一方、地方自治法第 243 条の3第1項に基づく財政状況の公表は、それぞれの地方公共団体が条例により独自に公表資料の名称や公表する事項、時期、方法について定めることから、公表する時期によっては決算状況が出納整理期間の収入支出を含まない暫定的な情報となるとともに、公表事項等の統一性が無いため、見ている住民等にとっても他の地方公共団体と比較することができず、現在社会における有効な情報公開制度となっていない。

また、地方公共団体の財政状況の「見える化」の推進により、地方公共団体が作成を求められる公表資料が増え、事務負担が増大している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体の財政状況を公表する手段について、地方自治法第 243 条の3第1項に基づく財政状況の公表を廃止し、「見える化」を意識した自治体間比較が可能な方法に集約化することで、住民の地方公共団体に係る財政状況への関心を高めるとともに活用を図る。

また、住民に対する地方公共団体の財政状況公表に係る事務について、負担の軽減が図られる。

根拠法令等

地方自治法第 243 条の3第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、いわき市、ひたちなか市、小牧市、稲沢市、京都市、豊中市、能勢町、高松市、長崎市、宮崎市

○当市において、「地方自治法第 243 条の 3 第 1 項に基づく財政状況の公表」は、条例の定めるところにより毎年 5 月及び 11 月となっているが、財政状況資料集や他の決算資料等の作成を含め、地方債残高や基金の状況等、項目によっては「地方自治法第 243 条の 3 第 1 項に基づく財政状況の公表」と重複し、複数回にわたり同様の資料を作成しており、廃止による事務負担の軽減が望まれる。また、「見える化」による公表資料等が決算を基礎とする一方で、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項には「毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況（中略）を住民に公表しなければならない」とされており、年度中の財政運営状況の公表が求められている。この点についても、現状では広報紙や市ホームページ等様々な情報発信の手段があることから、地方自治法や条例の定めによることなく、実情に応じた柔軟な情報発信が可能となっており、廃止の影響は少ないと考える。

○地方公共団体の財政状況の「見える化」の推進により、地方公共団体が作成を求められる公表資料が増えるとともに、決算統計における「地方単独事業（ソフト）の決算額に関する調査」など、より詳細な分析が必要となり、事務負担が増大している。

○地方自治法に基づく財政事情の公表は、他の制度等で公表している情報と重複する項目が多く、市民や議会の関心が高いとは言えないことから、見直す余地があると考えます。

○財政状況の公表は、地方公共団体が条例により公表内容や時期等を定めているため、公表事項等に統一性が無く、住民等にとっても他地方公共団体と比較することができずに、有効な情報公開制度となっていない。一方で、「見える化」に係る各公表資料は、総務省が定める統一様式により、地方公共団体間比較が可能な形で公表されている中、地方公共団体が作成を求められる公表資料が増え、事務負担が増大している。

## 各府省からの第 1 次回答

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方公共団体は、予算の要領（法第 219 条第 2 項）、決算の要領（法第 233 条第 6 項）、財政状況（法第 243 条の 3 第 1 項）を公表することとされている。

提案事項は、総務省において、各地方公共団体の決算に係る財政状況資料集を公表していることを踏まえて、地方公共団体の事務負担軽減等の観点から、地方公共団体による財政状況の公表（法第 243 条の 3 第 1 項）の廃止を求めるものであるが、

- ・総務省が公表している財政状況資料集は、決算の情報を公表するものであって、各地方公共団体における歳入歳出予算の執行状況等を公表するものではないこと
- ・財政状況の公表については、住民に対する説明責任を果たす観点から、予算の執行主体である地方公共団体において行うべきものであり、地方公共団体の事務負担の軽減は、住民に対する説明責任を免除する理由にはならないと考えられること

を踏まえると、当該公表の廃止は適当ではないと考える。

なお、同項の規定により、財政状況の具体的な公表事項は条例で定めることとされているところであり、事務負担軽減の観点から、条例で定めること等により、財政状況資料集その他の作成資料等を活用することが可能な事項については、同資料の情報を更新して対応することも可能と考える。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国が「デジタル田園都市国家構想」のもとDXを推進する中、各地方公共団体が条例で公表する事項を定める「財政状況の公表」は、単純に居住する住民にのみに向けた基礎自治体の公表事務作業となっている状況は否めない。地方自治法の制定から現在に至るまでの間、インターネットが広く普及し、住民においても身近にデータ活用ができる時代になってきている。地方公共団体の財政状況を公表する目的も、居住する単一自治体の歳入歳出予算の執行状況を公表するだけでなく、情報を活用できるものへ変えていく必要があると考える。そのため、地方公共団体間の比較が可能となるような「見える化」が進み、国からの依頼等で公表するための資料作成が増えている状況を踏まえるとともに、総務省が行っている「自治体戦略 2040 構想研究会」の第二次報告でも示されたとおり、半分の職員数で地方公共団体運営を機能させるためには事務の効率化は欠かせないと考える。また、「見える化」に係る資料の作成等の地方公共団体に新たな義務付けを行う場合には、国が統一的な視点から助言を行っている現状を踏まえれば、「財政状況の公表」等の関連する業務の簡素化についてもあわせて見解を示すべきと考えるので、今一度再考をお願いしたい。



各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

当該公表の廃止については、第1次回答と同様の理由から、当該公表の廃止は適当ではないと考える。  
なお、当該公表の簡素化については、インターネットによる公表は禁止されていないとともに、具体的な公表事項は、各地方公共団体において定めるものであることから、各地方公共団体において、事務負担軽減の観点から財政状況資料集その他の既存資料の様式を用いて当該資料の情報を更新して対応するなどの取組を行うこともできるところである。  
また、財政マネジメントの強化を図る観点から、「見える化」の推進が重要である。その際、財政状況資料集については、総務省が統計表等を整えた上で地方公共団体が入力するのは分析欄のみとするなど、地方公共団体の事務負担の軽減も図っているところである。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方自治法上の住民監査請求制度における監査委員が監査を実施しない場合に係る規定の整備

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第242条に規定されている住民監査請求制度において、監査委員が監査を実施しない場合の取扱いについて規定されたい。

具体的な支障事例

住民監査請求制度とは地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、その監査と予防、是正などの措置を監査委員に請求する権能を住民に与える制度であり、地方自治法第242条に規定されている。

当該制度は、住民からの請求を受け付けた後、請求の要旨を議会及び長に通知し、その後、請求の内容が監査すべき要件を具備しているかを審査(以下、「要件審査」という。)し、具備していると監査委員が認めた場合には監査を実施し、当該請求に対する理由の存否により、請求人への通知、普通地方公共団体の議長、長等への勧告、公表等を行うこととしている。

地方自治法第242条では、前述において、請求の内容が監査すべき要件を具備しているかを審査し、具備していないと監査委員が判断した場合の取扱いについては規定していない。しかし、現状では、要件を具備していない請求が多く、当市では平成17年度から令和2年度までの請求件数28件中要件を具備していない請求が20件で71.4%、東京都では265件中231件で87.2%を占めているが、当該請求の処理については、次のような支障が生じている。

①要件審査においては、総務省からの実施方針等が示されていないことにより、各地方公共団体では、研修資料、書籍、他の地方公共団体へ問合せ、判例等に基づき審査を実施せざるを得ず、その判断に時間を要することから、監査期限が60日と制限がある中苦慮している。

②法定の請求期間を経過しているなど要件を具備していない場合には、監査を行わず却下としているが、この場合の議長及び長への通知又は公表について規定がされていない。つまり、議長及び長に請求の要旨は通知しているが、却下の場合には通知する義務がないこととなり、そのため、各地方公共団体の対応が統一されていない。

③要件を具備しないために監査を実施しない場合の規定がなく、当市では行政不服審査法第45条における不適法である場合の却下を準用し、通知には不実施という言葉を使用しているが、各地方公共団体によりその通知名等が異なり、統一されていない。

以上のことから、要件審査における判断基準等や監査を行った場合又は請求に理由があると認め必要な措置を講ずべきことを勧告する場合には通知先や公表を規定しているのに対し、監査を実施しない場合の法整備等が不十分である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

請求の内容が監査すべき要件を具備していないと監査委員が判断するための基準や具備しないと判断した場

合の取扱いについて、規定整備又は実施方針が示されることにより監査期限が 60 日と制限がある中での効率的な事務処理が可能となると共に、全国的に当該処理について正確性が担保されることになり、市民等に対して根拠に基づいた適切な説明を行うことができる。

## 根拠法令等

地方自治法第 242 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、千葉県、半田市、枚方市、延岡市

○当市における住民監査請求については、過去 10 年間で4件の請求があり、そのうち3件が要件を具備していない請求として監査を行わず却下としている。要件審査並びに議長及び長への通知に関しては、概ね提案団体が事例を示しているとおりの対応をしており、同様に判断に苦慮しているところである。

## 各府省からの第 1 次回答

一般的に、却下とは、申請等に対する処分において、申請等が要件を欠き、申請等の内容についての判断ができない場合に用いられる応答形式であるところ、法制上、却下の権限が規定されていなくても却下することは可能であり、改めて法に規定を設ける必要はないものと考えている。  
また、請求が却下となった場合の取扱いについては、議会や長への通知や公表の可否を含め、監査委員において適切に判断いただくべきものと考えている。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

却下については、法制上権限が規定されていなくても却下が可能であることは理解している。  
しかし、平成 29 年の自治法改正により、請求があった場合には、その結果が却下等に関わらず、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならないことを義務付けている以上、当該請求の結果が却下になった場合の取扱いについても、何らかの規定を定めておくべきではないかと考える。  
例えば、地方自治法第 242 条第 3 項において、ただし書として「却下した場合にはこの限りではない」とし、却下については請求の要旨の通知の義務付けから除くのであれば、却下について、改めて規定する必要はないと考える。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

—

## 各府省からの第 2 次回答

地方自治法第 242 条第 3 項については、平成 29 年の法改正により、住民監査請求があった後に議会が当該請求に係る損害賠償請求権等を放棄する場合に、監査委員の意見聴取が義務付けられたこと（法第 242 条第 10 項）に関連して、議会や長において住民監査請求があったことを事前に把握することができるように請求の要旨を通知することとされたものであるが、その結果については、請求が適法なものである場合も含め通知することとはされていない。したがって、請求が却下になった場合にその旨を通知することとする必要はないものと考えている（なお、監査委員の判断により、通知することは制限されない。）。  
また、請求の適法・不適法を問わず住民監査請求があったときに通知するものとされているが、これは、監査委員としては、議会の義務の履行に支障がないよう、直ちに通知する義務を負うため、住民監査請求の適法・不適法について十分吟味する時間的な余裕がないと考えられること、監査委員が住民監査請求を不適法と判断しても、引き続き住民訴訟において適法な住民監査請求と判断されるおそれもあることから、遺漏のないように通知することが望ましいとされたものである。したがって、ご提案のように請求を却下した場合を通知の義務付けから

除くことは適当でないと考えている。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

62

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告の規定に係るその方法の例示化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正により措置することを求める。また、公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。

具体的な支障事例

## 【現行制度について】

行政書士法第14条の5の規定による都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。

## 【支障事例】

都道府県の公報はかつては唯一ともいえる有力な公告媒体であったが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の点で、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。また、公報掲載に当たっては、入稿、校正、印刷、配布などの事務が生じるとともに、これらの事務の処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用も生じており、事務負担や費用負担の点でも、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。

当県では、行政書士法第14条の5の規定により公報によることが義務付けられているため公報掲載を行っているが、より効果的に周知を行うためインターネットの利用による公表も重ねて行っており、事務の二重負担が生じている。

## 【制度改正の必要性】

公告は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせる行為又はその形式であり、原則として、法的効果を伴わないものである。公報による公告を義務付けている行政書士法第14条の5の規定は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせるという公告の目的を踏まえたとき、現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とは言い難い。また、自治事務である行政書士法による都道府県の事務に関し、公告の方法を義務付けている行政書士法第14条の5の規定は、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることを妨げている。

したがって、より効果的かつ効率的に住民等に対する周知を行うことができるよう制度改正が必要である。

## 【支障の解決策】

公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正を行うことで、支障が解決される。公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げるのが適当と考える。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

### 【住民の利便性の向上】

都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨を、住民等に対し、より速やかに効果的な周知を図ることができる。

### 【行政の効率化】

公報登載に伴う事務負担や費用負担が減り、インターネットの利用による公表も重ねて行っている場合には、事務の二重負担が解消される。

## 根拠法令等

行政書士法第 14 条の5

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長崎県

—

## 各府省からの第 1 次回答

行政書士法(昭和 26 年法律第 4 号)第 14 条の5に規定に基づく都道府県知事が行う行政書士に対する懲戒処分の公告については、全国的に通用する士業である行政書士及び行政書士法人の規律を高めることにより国民の一層の信頼を確保することを目的としており、当該目的を果たすためには全ての住民が知りうる公告手段であることが必要となる。

そのため、全ての都道府県で各団体の条例に基づき発行されており、条例の公布の方法としても用いられている公報をもって公告することと規定しているものであり、インターネット利用による公告より適切であると考えます。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

懲戒処分の情報はいわゆる「ネガティブ情報」であり、住民、とりわけ行政書士等へ業務依頼しようとする者の安全・利便の向上のため、アクセスしやすい手段で、適時に公表することが求められています。

このため、公告の目的を果たすためには、全ての住民が知りうるだけでなく、即時性・検索性が高い手段である必要があり、多くの都道府県では、公報のほかに、インターネット利用による公告が行われています。

さらに、「国の行政機関におけるネガティブ情報の公表に関する調査」(平成 24 年総務省近畿管区行政評価局)においても、ホームページによるネガティブ情報の公表が必要であると示されています。

インターネット利用によった場合においても、希望に応じて紙媒体で情報提供するなどにより、全ての住民が知りうる状態の確保は可能な一方、公報による公告では、検索性に劣ることから、住民が必要な情報にたどり着くことが困難な状況が窺えます。

また、条例の公布は規制や法的効果が生じうるものですが、懲戒処分の公告は規制や法的効果は生じず、条例と公告では公示文としての性質が異なるため、条例の公布方法と同じであることをもって、公報のほうが適切であるとはいえません。

以上から、法律上の公告手段である公報は、公告の目的を果たすための最適手段であるとは言えないため、都道府県がその判断により最適手段を選択し、公報による公告とインターネット利用による公告の二重事務を解消できるよう、公告手段の例示化を求めます。

なお、公認会計士及び監査法人の懲戒処分は、公告手段の法令の定めはなく、士業者に対する懲戒処分の公告を官報や公報によると規定する必然性はないものと考えます。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、行政書士の懲戒処分の公告は全ての住民が知りうる公告手段である必要があり、都道府県の公報は全ての都道府県で各団体の条例に基づき発行されており、全ての住民が知りうるできると考える。

また、行政書士の懲戒処分の公告手段については、懲戒処分の公告手段が官報と規定されている他の隣接法律専門職である司法書士、社会保険労務士、税理士、弁理士と均衡が図られているものであるため、都道府県の公報による公告が適当であると考えます。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

救急救命処置の範囲として定められているエピネフリン投与の要件緩和と救急車へのエピペン(自己注射が可能なエピネフリン製剤)搭載を可能とすること

## 提案団体

神奈川県、相模原市

## 制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

「救急救命処置の範囲等について(平成4年3月13日付け厚生省健康政策局指導課長通知)」を改正し、エピネフリンによる処置の対象となる重度傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていなくとも救急車に搭載した当該製剤を用いて投与が可能となるよう、救急車へ自己注射が可能なエピネフリン製剤の搭載を可能とする。

## 具体的な支障事例

【現行制度について】平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となっている。現在、救急救命処置の範囲は、厚生省健康政策局指導課長通知において定められており、処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていることが規定されている。この規定により、救急救命士がアナフィラキシーショックを発症した重度傷病者に対し行うことができる処置は、あらかじめ本人に自己注射が可能なエピネフリン製剤が交付されている場合に、本人の所持している自己注射が可能なエピネフリン製剤に限って使用することができることとなっている。アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者が常に自己注射が可能なエピネフリン製剤を所持しているとは限らず、例えば常時自己注射が可能なエピネフリン製剤を携帯することが困難な子どもや、既に交付された自己注射が可能なエピネフリン製剤を使いきってしまった重度傷病者については、自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与ができず、適切な救急救命処置の実施に支障が生じている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

重度傷病者本人が自己注射が可能なエピネフリン製剤を所持していない場合でも、重度症状に陥った際に、自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与が可能となることで、アナフィラキシーショック症状の早期の軽減や、適切な救急救命処置の実施に繋がる。また、令和3年10月に食物アレルギーによるアナフィラキシーショック患者搬送時にエピネフリン製剤を誤投与する事故も発生していることを踏まえると、救急車搭載のエピネフリン製剤とともに自己注射が可能なエピネフリン製剤も備えることで、事故防止の利益も見込まれるとともに、より迅速かつ簡易に処置を行うことが可能となる。

## 根拠法令等

「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(平成21年3月2日付け厚生労働省医政局指導課長通知)、救急救命士法第2条、第44条及び救急救命士法施行規則第21条



## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、柏市

—

## 各府省からの第1次回答

ご提案の、アナフィラキシーに対するアドレナリン（エピネフリン）の救急救命士による筋肉内投与については、救急救命処置検討委員会で判断された処置であり、救急救命処置への追加・除外・見直しに向けて、必要な実証研究の検討を含め、厚生労働科学研究班が研究を継続しております。さらに、今後、病院前から医療機関内に至る救急医療を一体的に議論するため、救急医療を担う多職種が参画した新たな検討の場を設置することとしており、その検討の場において、厚生労働科学研究の結果を踏まえて当該処置について議論してまいります。自己注射が可能なエピネフリン製剤の救急車への積載及び救急救命士による当該処置については、救急救命処置の拡大等に係る上記の検討結果を踏まえながら、適切に判断してまいります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答いただきました令和4年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究」で、救急救命士が、アナフィラキシーとアドレナリンの適応を適切に判断できるかの検証がなされるとのことですので、当該検証結果を踏まえ、救急救命処置の範囲として定められているエピネフリン投与の要件緩和と救急車へのエピペン（自己注射が可能なエピネフリン製剤）登載が可能となるよう引き続き積極的な検討をお願いします。なお、第2次回答の際には、上記研究の現在の検討状況の詳細及び今後の具体の検討スケジュールも併せてお示しいたきますようお願いいたします。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

現在、「救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究」（厚生労働科学研究）において、救急救命士がアナフィラキシーに対するアドレナリンの適応を適切に判断できるかの観察研究について、研究者により研究計画書が作成され、研究代表者の所属する帝京大学の倫理審査委員会と調整を行っております。上記も踏まえ、病院前から医療機関内に至る救急医療を一体的に議論するため、救急医療を担う多職種が参画した新たな検討の場において国家戦略特別区域で先行的な実証を実施し得るものを検討の上、同区域で先行的な実証を開始することについて今年度中に一定の結論を得る予定であり、本提案の実現については、当該検討の場の議論の結果を踏まえ検討してまいりたいと考えています。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(20)】【厚生労働省(38)】  
救急救命士法(平3法36)  
アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に係る救急救命処置の範囲の拡大については、以下のとおりとする。  
・救急医療の現場における、医療関係職種の在り方に関する検討会での議論等を踏まえ、国家戦略特別区域における先行的な実証の実施について検討し、令和4年度中に結論を得る。  
・当該結論等を踏まえ、救急救命処置における、エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与の対象拡大について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08\_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的な内容

総合管理計画の見直し時期について、指針との整合を図る観点から、今後、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)については、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(平成26年4月22日総務省)」(以下「指針」という。)において、地方公共団体は「不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」とされているところである。

ところで、今般、発出された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)」(以下「通知」という。)によると、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることを理由に、地方公共団体も令和3年度中に全国一律に総合管理計画の見直しを行うよう指示があった。また、見直しに当たっては、改訂された指針等で追加となった項目(有形固定資産減価償却率の推移、ユニバーサルデザイン化の推進方針等)を盛り込むようにとのことであった。

当市においては、既に指針に基づいて、計画の進捗状況等を踏まえ、適切な時期に計画の見直しを実施することとしていたところ、国による全国一律の見直しを求める通知に従って、意図しないタイミングで計画の見直しを行わざるを得なくなり、その進め方を抜本的に再検討しなければいけない事態が生じた。また、通知を巡っては、当市のみならず、全国の地方公共団体においても同様の事態が生じていたと想定される。

今回、全国一律に総合管理計画の見直しを行う理由とされた国(各省)のインフラ長寿命化計画のほとんどが、令和7年度までの計画となっており、次回も国の計画の見直しに合わせて、全国一律の見直しを求められる可能性は高いと考えられる。指針にも規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが求められれば、地方公共団体における自律的な見直しの機会が損なわれることとなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

適時適切な時期での総合管理計画の見直しを行うことにより、地方公共団体の取組状況に応じた適切な計画にすることが可能となり、また、見直し回数の削減により、事務負担も軽減することができ、本来注力すべきである計画の推進に時間を割くことが可能となる。

根拠法令等

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市

○提案団体も指摘しているように、公共施設等総合管理計画の策定・改訂には、その過程の合意形成も含め多大な事務負担を要する。

また、計画に記載すべき事項を逐次追加し、その度に見直し期限を設定するこれまでのやり方が続けば、実情を無視した形式的な改訂作業を繰り返す事態に繋がりがかねない。

総合管理計画を形骸化させることなく、地域の実情に即した公共施設マネジメントの推進に注力していくためにも、自治体が柔軟に見直しを進められるよう、見直し期限の見直しを求める。

○各自治体で状況は異なると思われることから、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。

○本市においても、提案市と同様の支障事例が生じており、意図しないタイミングでの計画の見直しや追加項目等の検討等により計画策定・更新に係る事務量が増大し、計画の推進に時間を割くことが困難であった。

○見直しに係る必須項目等の詳細が示されてから1年程度しかなかったため、既に決まっていた見直しスケジュールを変更して、2年連続での計画改訂をすることとなった市町村もあり、人的にも経済的にも市町村を圧迫している。

○公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）については、平成26年4月総務省「指針」に基づき、平成29年3月に市の公共施設等総合管理計画（基本方針）を策定したところである。ところがその後、平成30年2月総務省通知により令和3年度までに少なくとも向こう10年間の長寿命化対策等の効果額を盛り込むことや、令和4年4月総務省通知により、脱炭素化の推進方針や盛り込むことなど、国が一律に期限を設けて改訂するよう地方公共団体に度々指示している。

しかし、地方公共団体は総合管理計画を推進していくことが重要であり、国による再三の総合管理計画の見直しのためには、膨大な作業を伴い、特に規模の小さい地方公共団体にとって、大きな事務負担となっており、計画の推進に労力を割けなくなっている。国の指針にも規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが求められれば、国が目指す公共施設の量・質の最適化やコスト縮減が推進が進まない要因となる。

○本市公共施設等総合管理計画は、計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としており、3年を目途に計画の検証、見直しを行うことと定めている。総務省の示す「見直しに当たっての留意事項」について、見直しの必要性は認識する。しかし一方、今後、さらなる見直しの要請があり、期限が一律に定められている場合には、市が主体的に行おうとする見直しのサイクルを阻害する懸念はある。

見直しの期限については、各自治体のPDCAサイクルや進捗状況に応じて柔軟に対応できるよう、幅広く設けていただくのが望ましいと考える。

## 各府省からの第1次回答

公共施設等総合管理計画の見直し時期は、基本的に各地方公共団体の判断に委ねられているが、計画策定の要請から一定の期間が経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であったこと、個別施設計画の策定を令和2年度中に完了するよう要請していたことを踏まえ、骨太の方針・改革工程表や令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、基本的には令和3年度末までの見直しを求めてきたところ。

一方で、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、新型コロナウイルス感染症の影響等により策定が遅れる場合には、令和5年度末までの見直しを認め、地域の実情に応じた配慮を行ってきたところ。

今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、令和3年度末までの見直しを求めた理由として、周知の内容が記載されているにとどまっておらず、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月22日付け総務省通知）」において、見直し時期は地方公共団体の判断に委ねるという考え方が示されている中で全国一律の期限で見直しを求めた理由や、一律に見直しを求めなかった場合の国における支障などについて言及がなく、本提案への対応が困難な理由も示されていない。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、令和5年度末までの見直しを認めるという配慮を行ったとあるが、本提案は、そうした特殊事情への配慮を求めるものではなく、指針の考え方にに基づき、見直し時期は地方公共団体の判断に委ねることを求めるものである。  
当市としては、期限を定めた全国一律の見直しを求めることが指針に沿った対応ではないと考えており、また、実際に具体的な支障も生じていることから、提案の趣旨をご理解いただき、「今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討」するのではなく、今回の回答において、今後は全国一律の見直しを求めないことを明確にお示しいただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【川崎市】

「地方団体の実情に配慮しつつ検討」とのことだが、具体的な対応として、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

計画の見直し時期に関する今後の対応について、具体的な方針をお示しいただきたい。国の計画見直しに伴って地方公共団体にも一律に見直しを求めるといった時間軸ありきではなく、地方公共団体に寄り添う形で検討していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

過去に建設されたインフラが一斉に更新時期を迎える状況を踏まえ、各地方公共団体が、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。そのため、維持管理・更新費の中長期的な見込み、取組による効果額等について記載された公共施設等総合管理計画が必要とされている。

そして、インフラの老朽化対策は、国と地方を通じ共通する喫緊の課題であり、国民の安全・安心を確保するための国土強靱化の観点からも、国と地方公共団体が歩調をあわせて適切に対応していく必要がある。

そのため、公共施設等総合管理計画の見直しについては、今般、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であり、かつ、各所管省庁から個別施設計画の策定を令和2年度中に完了するよう要請されており、施設ごとの維持管理の中長期の見通しが明らかになる時期であることを踏まえ、骨太の方針・改革行程表等で令和3年度末（新型コロナウイルス感染症の影響がある場合には令和5年度末）までの見直しを求めてきたところである。

今後見直しを要請する場合には、地方からの意見を踏まえ、十分に実情に配慮して検討してまいりたい。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

##### 5【総務省】

##### (34) 公共施設等総合管理計画

公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結

果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

78

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方公共団体におけるプリンタ及び複合機に係る情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直し

提案団体

足利市、田布施町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

総務省が策定している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、プリンタ及び複合機の情報セキュリティ対策として、「マイナンバー利用事務系又は LGWAN 接続系について、インターネット接続系と共用することは認められない」と記載されている。

内部で他の系統と分離されている場合等、一定の基準を満たす機器においては、インターネット接続系も共用することを認めて欲しい。

具体的な支障事例

支障事例①

ウェブ会議や、庁内ネットワークの無線化、押印の見直しを進めたことにより、書類をプリントアウトすることが着実に減ってきている。そこで、機器更新のタイミングで、各ネットワーク系統のプリンタを統合し、プリンタ・複合機の台数を削減することを計画している。

しかし、ガイドライン上では、マイナンバー利用事務系と LGWAN 接続系は統合できているが、インターネット接続系のプリンタ・複合機との共用は認められていないため、インターネット接続系のプリンタ・複合機が別に必要となってしまう。

支障事例②

各フロア、ネットワーク系統毎にプリンタや複合機の集約を進める中、特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署には、職務に応じたネットワーク系統のプリンタを1台設置している。

しかし、特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署は、ネットワーク系統を問わず、他者の目に触れることがふさわしくない資料があるものの、職務に応じたネットワーク系統以外の印刷は、各フロアの集約されたプリンタや複合機にて行っている。

特別職、管理職及び秘匿を要する特定の部署において、ネットワーク系統毎にプリンタや複合機を設置することは、導入及び保守コストの面で、困難な状況が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバー利用事務系(基幹系)、LGWAN 接続系(情報系)、インターネット接続系のプリンタ及び複合機を1台に統合することで、設置する機器の台数を削減できる。

利用頻度が少ないプリンタを出先機関ごとに用意する必要がなくなり、プリンタのリース料、保守料、消耗品費等のランニングコストの他、電源及び LAN の配線や設定変更に係るコスト、不具合発生時の対応、設置場所の確保等、多くの無駄を省くことができる。

また、各プリンタが特定の系統のみしか出力できない場合は、そのプリンタが故障すると関連する業務ができなくなってしまう。窓口で基幹系のプリンタを使っている出先機関等では、例えば各系統1台ずつで計3台あったプリンタを、3系統が使えるプリンタ2台にすることで、1台が故障しても全ての業務を継続できるようになり、住民

サービスの向上につながる。

さらに、プリンタの台数が減り、最寄りのプリンタまで遠くなることから、ペーパーレス化の促進効果も期待できる。

## 根拠法令等

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、八幡浜市、熊本市

○認証印刷機能等により、セキュリティを担保しながら、複数ネットワークのプリント機能を集約することが可能であるため、対応を求めたい。

○プリンタへのアクセス制御やエンド to エンドの暗号化、セキュアプリント機能の利用等のセキュリティ対策を講じることを前提に制限を廃止するべきである。

## 各府省からの第1次回答

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したものである。したがって、本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。

各地方公共団体が定める情報セキュリティポリシーに基づき、適切なセキュリティ対策を行っていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの第1次回答については、提案事項について、現行ガイドラインの運用の中で十分対応可能であると理解している。

今後、最終回答を踏まえ、マイナンバー利用事務系又はLGWAN接続系とインターネット接続系のプリンタ・複合機の共用化について、3層分離の趣旨も考慮しつつ、セキュリティが担保できる方法で情報セキュリティポリシーの見直しを行い、適切に対応して参りたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)第1章本ガイドラインの目的等」において、「地方公共団体における情報セキュリティは、各地方公共団体が保有する情報資産を守るにあたって自ら責任を持って確保すべきものであり、情報セキュリティポリシーも各地方公共団体が組織の実態に応じて自主的に策定するものである。本ガイドラインは、各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したものである。したがって、本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることを妨げるものではない。」と記載しているところであり、本ガイドラインは各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。各地方公共団体が定める情報セキュリティポリシーに基づき、適切なセキュリティ対策を行っていただきたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—



# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

80

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち中間サーバーに対する補助に係る補助スキームの見直し

提案団体

砥部町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち、中間サーバーに対する補助について、各自治体が総務省に補助金を申請する現行のスキームを見直し、総務省が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)へ必要経費を一括して直接補助するようしてほしい。

具体的な支障事例

中間サーバーの新規構築、更改が行われる度に、必要経費について、国庫補助が行われるところ、その都度、各地方公共団体から総務省に対する補助金申請事務が発生している。しかしながら、地方公共団体の中間サーバーのほとんどは、J-LIS が構築、運用しており、全国の地方公共団体が総務省に対して個々に補助金申請を行うのではなく、J-LIS が取りまとめを行い、一括で総務省に対して補助申請を行った方が効率的であり、全国の地方公共団体の事務量が大幅に削減されることが見込まれる。  
また、地方公共団体から申請等手続を行う際の添付資料は、J-LIS から送られた資料を添付しているため、一括申請することとしても、必要書類は J-LIS から入手できる。  
なお、当該補助金は自治体中間サーバーの更改(令和元年度～令和3年度)についての補助であり、令和3年度限りで終了するが、次回の再構築の際にも今回と同様の支障が発生するのではないかと危惧がある。(過去にも平成 26～28 の自治体中間サーバー更改の際にも今回と同様の支障あり)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体が個別に申請する必要がなくなることにより、事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、花巻市、宮城県、富士見市、山梨県、大垣市、刈谷市、豊田市、常滑市、京都市、広島市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、宮崎市

○当県においても、補助金交付申請や実績報告、請求書の提出など、各市町村の提出状況等の進捗管理等を行う必要が生じており、必要以上の事務負担が発生していることから、スキームの見直しが必要であると考えらる。

## 各府省からの第1次回答

いわゆる自治体中間サーバーは、地方公共団体が番号法に基づく情報連携を行うに当たって、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存及び管理し、情報提供ネットワークシステム並びに住民基本台帳システム及び地方税務システム等との情報の授受を仲介するために設置されているシステムであり、法令上の整備主体は地方公共団体である。

地方公共団体情報システム機構は、あくまで地方公共団体からの委託を受けて中間サーバーの構築・整備を行っているものであるから、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領」においては、中間サーバーの企画・開発費及び設備費について、総務省からの当該補助金の交付先は、地方公共団体情報システム機構ではなく各地方公共団体としてきたところである。

現時点で今後の中間サーバーの更改等については決まっていることはないが、同様の補助金が改めて創設される場合の事務処理のあり方については、御意見も伺いつつ、事務負担にも配慮して検討したい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法令上の整備主体は地方公共団体であるため、地方公共団体情報システム機構によらず独自に開発する方法もあるが、要件が非常に厳しいため、実態として、全ての地方公共団体が地方公共団体情報システム機構に委託しているところである。

また、当該補助金の交付先は各地方公共団体となっているが、地方公共団体情報システム機構法第1条及び第22条第7号により、補助金申請関係の事務を委託することも可能であると考えられる。以上のことを踏まえ、本提案は地方公共団体の行政事務の合理化を目的とするものである点をご理解いただき、地方公共団体情報システム機構と連携し、是非見直しを検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【豊田市】

補助金等の事務処理のあり方については、地方自治体の事務の効率性を向上させる観点からも非常に重要なことだと認識しているため、地方自治体の意見も聞いていただき、事務負担軽減が進むようご検討いただきたい。

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答においてお答えしているように現時点で今後の中間サーバーの更改等については決まっていることは何もないところであるが、同様の補助金が改めて創設される場合の事務処理のあり方については、御意見も伺いつつ、また、他の補助金の執行例も参考にしつつ、事務負担に配慮した形となるよう検討したいと考えている。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

### 5【総務省】

#### (30) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金

社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、今後、同様の制度が創設される場合には、交付申請等に係る地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討する。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04\_雇用・労働

提案事項(事項名)

会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立

提案団体

徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

会計年度任用職員(パートタイム)への勤勉手当支給を不可とする地方自治法の改正及び会計年度任用職員への勤勉手当は支給しないことを基本とすべきとする総務省通知の見直し

具体的な支障事例

【現行制度について】

パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)は、地方自治法上、勤勉手当を支給できる規定がなく、また、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号)も、総務省から示されている「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において、勤勉手当は支給しないことを基本としている。

【支障事例】

会計年度任用職員は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした公務の運営にあたり、欠かすことのできない存在であるが、法律上の制約等により勤勉手当が支給されておらず、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との間に不均衡が生じている(国の非常勤職員については、給実甲第1064号において、「職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給すること」としている。)。同一労働同一賃金の原則を踏まえ、常勤職員に準じた給与制度とすることで、こうした不均衡を解消し待遇改善に繋げる必要がある。

また、人事院勧告や人事委員会勧告による賞与の支給月数の改定は、民間の支給状況等を踏まえ、引上げの場合は勤勉手当に反映し、引下げの場合は期末手当に反映する形がとられている。人事院勧告等に準じて会計年度任用職員の賞与の支給月数改定を行っている団体の場合、人事院勧告等による賞与の引上げ分が勤勉手当に配分されると、配分先となる勤勉手当の仕組みが整備されていない会計年度任用職員の賞与の引上げが行われないこととなる。

【支障の解決策】

会計年度任用職員に対し、常勤職員に準じた勤勉手当が支給できるよう議論を加速し、地方自治法の改正及び総務省通知を見直すなど諸制度を整備すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

会計年度任用職員の給与と、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員の給与とで均衡を図り、待遇改善を行うことにより、会計年度任用職員の人材確保や会計年度任用職員の意欲向上といった効果が見込まれ、ひいては行政サービスの向上に資するものとする。

## 根拠法令等

地方自治法第 203 条の 2、(平成 30 年 10 月 18 日総行公第 135 号、総行給第 49 号、総行女第 17 号、総行福第 211 号、総行安第 48 号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長、各人事委員会委員長あて総務省自治行政局公務員部長通知)会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、荒川区、長野県、広島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、海陽町、高松市、熊本市

○人事院勧告等による賞与の支給月数の改定が引上げは勤勉手当、引下げは期末手当に反映されるため、会計年度任用職員の賞与は下がる一方である。

○提案団体と同様に常勤職員との待遇差の改善は必要と考える。また、議会や職員団体等からも同様の要望は多い。一方で、勤勉手当の性質からも個々の評価が必要となるため、職責や評価手法の整理については丁寧な議論が必要と考える。

○制度導入にあたっては、財政負担増加に対する財源措置とともに、支給方法等について地方の意見を踏まえたものとしていただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答

勤勉手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交換等を行った経緯も考慮し、まずは、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺うこととする。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の期間業務職員については、昨年 7 月に人事院の指針が改正される等、勤勉手当の支給が促進されているところである。会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立に向け、地方公共団体の意見を速やかに聴取いただき、積極的な検討をお願いしたい。なお、制度設計にあたっては、地方の声を十分反映するよう、併せてお願いしたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

国の非常勤職員に勤勉手当が支給されていること等を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるよう、法令等を見直すこと。

なお、勤勉手当の支給により新たに必要となる経費や運用面での影響について必要な措置を行うこと。

### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第 1 次ヒアリングにおいて、地方公共団体の意見を伺うとの説明があったが、地方公共団体からはどのような意見があったのか。

会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関して、検討の進捗状況や方向性、今後のスケジュールについて、第 2 次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。

## 各府省からの第 2 次回答

勤勉手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交

換等を行った経緯も考慮し、現在、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺っているところである。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(1) 地方自治法(昭22法67)

(i) 会計年度任用職員(地方公務員法(昭25法261)22条の2)に係る手当(203条の2第4項及び204条2項)については、勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

90

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード交付事務において、委託事業者による本人確認を可能とすること

提案団体

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカード交付事務において、市町村職員だけではなく、カード交付事務委託事業者による本人確認を含めた申請受付が可能となるよう、必要な制度の整備を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

市町村は、マイナンバーカードを交付する場合、申請者の本人確認措置をとらなければならない。

また、マイナンバーカード交付事務の一部は、民間事業者への委託が可能であるが、申請者の本人確認は市町村職員が行う必要があるとされている。

【支障事例】

スーパーやショッピングモールなど、県民に身近な施設でカードの申請手続を支援する「出張申請サポート」を実施している。出張申請サポートは民間事業者に委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に出向いて対応する必要がある。

しかしながら、市町村では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、出張申請受付は思うように実施できない状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の委託事業者が、単独で、市町村窓口以外で本人確認を含めたカード申請受付をできるようになり、カードは本人限定受取郵便等で送付することで、申請者は一度も市町村役場を訪問せずにカードの受取が可能となり、住民・市町村の負担が軽減される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第4項、第13条の2、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行往第83号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、川越市、富士見市、八王子市、山梨県、静岡県、半田市、八尾市、富田林市、寝屋川市、姫路市、西宮市、奈良県、岡山県、鳴門市、小松島市、吉野川市、美馬市、大牟田市、久留米市、宮崎県

○「出張申請サポート」を利用してマイナンバーカードの交付申請を行った際、本人確認書類を提示したにも関わらず、受け取りのため当町担当課窓口へ足を運んだうえ、再度本人確認書類の提示を求められたことに対して、申請者から苦情を受けた事例がある。本来は必要な事務作業であるが、本人限定受取郵便等を活用することで、窓口における事務の簡略化に資するうえ、申請者が担当窓口を訪れたり、確認書類を提示するなどの労力を省略できることから、窓口担当者のみならず申請者の負担軽減にもつながり、マイナンバーカード普及を促進するものとする。

○委託業者による本人確認が可能となれば、市町村の事務負担が軽減されるのはもちろんのこと、委託業者も市町村との事務調整に係る事務負担が軽減される。また現行制度においては、市町村が本人確認を行えるのは当該市町村の住民に限られることから、「出張申請受付」開催地の住民しか、カードを郵送で受け取ることができなかった。しかし、委託業者による本人確認が可能となれば、全国どこの「出張申請受付」の会場を利用しても、必要書類が揃っていればカードを郵送で受け取ることが可能となるため、申請のハードルが下がり、申請数が伸びることが大いに期待される。

○現在、県や国がスーパーやショッピングモールなど、市民に身近な施設でカードの申請手を支援する「出張申請サポート」を民間事業者に委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に出向いて対応する必要があります。しかし、当市では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、「出張申請受付」は思うように実施できない状況となっています。「出張申請受付」であれば、「出張申請サポート」と異なり、申請者が窓口に取りに来ずにカードが滞留することや、窓口での受け取りに人が滞留することを避けられます。さらに、滞留したカードについて交付を促す事務や、窓口での交付対応の時間も減少し、市民の利便性の向上と担当課の職員の負担軽減になります。さらに、民間事業者が「出張申請受付」をできるようになれば、市民の申請機会も増え、カードの取得の普及促進になると考えられます。

○令和4年度末までにマイナンバーカードを行き渡らせるため、申請者の時間的あるいは場所的な制約など様々な要因を排し、効率的な申請受付を行うことが重要である。また県と市町村が連携し、商業施設等の多数の住民に取得促進を行うには、次のことが妨げとなっている。

(1) 住所地市町村以外の職員が本人確認をおこなえない。

「事務処理要領第4-1-エ」のとおり、申請時の本人確認は、極めて例外的な場合を除き、申請者の住所地市町村の職員が実施することが求められるため、広域的な申請会場(大規模商業施設やワクチン接種会場、免許センター等)の展開が困難となっている。

(2) マイナンバー交付担当職員の不足

多くの市町村においては、マイナンバー交付のための専任職員を配置することは、人手不足の中で困難となっており、出張申請などの対応が負担となっている。

(3) 本人確認における「対面規制」

「事務処理要領第4-3(1)」のとおり、申請者は住所地市町村が指定する場所に出頭を求められ、対面で本人確認を行う必要があり、申請時来庁方式で受付するには、申請会場に当県内 39 市町村の職員を揃えることが求められる状態。

※デジタル原則の中いまだに対面規制が残存している。

## 各府省からの第1次回答

マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)において、本人確認、すなわち申請書に記載された申請者の情報と住民基本台帳の情報を照合することによる申請者が実在することの確認と、本人確認書類の提示を受けることによる申請者の本人性の確認を行うこととしている。

この本人確認が行われることによりマイナンバーカード及び電子証明書に係る記載・記録事項が公証されたものとなり、例えば、本人確認を経て発行された署名用電子証明書を用いて行政手続に係る電子申請を行うと、住民票の写しや住民票記載事項証明書の提出を省略して手続を行うことが可能となる(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条)。

このため、カードの交付及び電子証明書の発行等に係る事務において行われる本人確認は、上記のように書類の添付を省略することが可能となるといった法律上の法的効果の発生が予定されているものと言えることから、公権力の行使に該当するものと解される。こうした公権力の行使について民間事業者に委託することは、適当でないと考えている。

なお、マイナンバーカード交付事務費補助金においては、出張申請受付、申請サポート事業等の実施を含めマ

マイナンバーカード交付のための会計年度任用職員に係る報酬又は給料等についても補助対象としているため、積極的に活用されたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバーカードの交付に係る本人確認について、例えば、申請書に記載された申請者の情報と住民基本台帳の情報を照合することによる申請者が実在することの確認は現状どおり(委託不可)とし、本人確認書類の提示を受けることによる申請者の本人性の確認は民間事業者に委託可能とするなど、電子証明書の発行・更新等の郵便局への事務委託のように、カードの交付や更新等の手続についても、住民及び市町村の負担軽減につながる方策を引き続き検討いただきたい。

なお、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象であっても、市町村の規模によっては、出張申請受付等の取得促進活動が十分に行えない場合があるほか、都道府県に対しては取得促進に係る専用の補助金がないことから、今年度(令和4年度)、総務省が主体となって展開されているマイナンバーカードの申請サポート事業等について、次年度(令和5年度)における実施も検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【奈良県】

県民向けに商業施設など広域的な会場での「出張申請受付」を展開していく上で、市町村職員が住所地市町村以外の本人確認ができない現状では、補助金を活用し、各市町村職員が広域会場に人員をそろえたとしても、複数市町村の日程調整や、市町村の人口規模によっては対象者数に差がある点などを踏まえると、効率などの面から継続的に実施することは、困難であると考えます。

そのような現状を解決する手段の一つである民間事業者への本人確認事務の委託については、公権力の行使の観点から不相当と解されるとのことであるので、民間委託にかわる方法として、「住所地市町村以外の職員による本人確認」や、「Web等による本人確認」など、他の規制を緩和いただくことで、「出張申請受付」を展開するための方策について積極的に検討されたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

建築確認等、公権力の行使と解される行為についても民間委託が可能とされてきていることを踏まえると、民間委託の判断において重要なのは、公権力の行使かどうかではなく、委託時に事務処理の正確性等を担保できるかどうかではないか。

例えば、秘密保持や個人情報漏洩防止等を受託事業者に義務付けるなどの措置を講じた上で、委託可能とすることはできないか。

#### 各府省からの第2次回答

マイナンバーカードの交付事務は大量の個人情報を取り扱うものであるとともに、一度交付されたマイナンバーカードは行政手続・民間取引における本人確認に用いることができるトラストアンカーとなるものであることから、本人確認及び交付・不交付の決定を行う者については、戸籍謄抄本の交付や住民票の写しの交付と同様に、会計年度任用職員も含め地方公務員法(昭和25年法律第261号)による職務上の命令に従う義務や秘密保持義務、懲戒処分や罰則等の規律が直接適用される職員に限定することで管理職による指揮監督の下で事務に当たるものとしており、これによって、適切な事務処理を厳格に確保することを図っているものである。

建築確認について民間委託を可能としている建築基準法(昭和25年法律第201号)の指定確認検査機関制度については、その業務に従事する者に一級建築士試験に合格した者かつ実務経験を有している者のみが受験できる建築基準適合判定資格者検定を課すこと等により、業務を行う者の信頼性や事務処理の正確性を担保した形での民間委託を行うことを可能としているものと考えられる。一方で、マイナンバーカード交付事務について、建築確認を参考に、同様の民間委託に係る制度設計を行うことは困難と考えている。

その上で、市町村の負担軽減を図ることは重要であると考えており、本人確認や交付・不交付の決定以外の事務(統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等)については、民間事業者へ委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。



また、住所地市町村以外の市町村の職員が本人確認・申請受付を行うことについては、現在、住民票のある市町村以外に居住している東日本大震災の避難者や企業等の法人・団体に職員が出張する場合等に可能としているが、住民にとっての利便性向上の観点から、商業施設等の広域から人が集まりやすい場所出張申請受付を行う場合において可能とすることについても検討を進めてまいりたい。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

##### 5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。

##### 5【総務省】

(24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iii)個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

96

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカード交付円滑化計画における市町村の実績報告の集計報告事務の簡略化

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカード交付円滑化計画における毎月の市町村の実績報告の集計及び総務省への報告事務について、マイナポイント申込支援計画(マイキーID 設定支援計画)と同様に WEB 上での回答フォームによる提出方法等、デジタル技術を活用した提出方法に変更することで、県を経由せずに国から直接市町村に調査でき、市町村の回答状況を県も確認できるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付通知閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号)により、各市町村において策定することとされた「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づいて行われる実績報告は毎月求められており、その度に各都道府県が市町村の回答を集計して、総務省へ報告するのに多くの時間を要する。

当県では、エクセルシート5枚を39市町村分集計するとともに、39市町村分を国の提出用シートに貼り付ける作業(39市町村×5シート)を行う。そのため市町村へのリマインドも含め、国に提出するために最低7日程度要し、非常に重い負担となっている。

また、実績報告を県から国に回答した際、修正依頼があれば再度県から市町村に問い合わせしており、これも事務負担となっている。

マイナポイント申込支援計画の毎月の実績報告では、令和4年4月分から WEB 上での回答フォームから提出ができ、各都道府県において別途集計する必要がなく、マイナンバー交付円滑化計画の実績報告についても、同様の方法を活用した提出方法に変更していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

集計にかかる業務の時間短縮や職員の事務負担の軽減、またそれにともない総務省への報告が早くなる。

根拠法令等

「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付通知閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、八王子市、山梨県、半田市、滋賀県、鳥取県、岡山県、高知県、大牟田市、熊本市、大分県、宮崎県

—

#### 各府省からの第1次回答

現行のマイナンバーカード交付円滑化計画は、令和4年度末までにほぼ全国民にカードが行き渡ることを目指す観点から、マイナポイント第2弾の実施なども踏まえ、速やかな交付体制の整備や早期の申請促進などを図るため、令和2年末に改訂した交付円滑化計画の再改訂を市区町村に行っていたいただいたものである。また、現在、さらなる普及促進を図る観点から、各市区町村における取組状況を迅速に把握できるようにするため、実績報告を行う都道府県のご協力もいただきながら、申請促進等の取組状況を報告いただいているところ。御意見を伺いつつ事務負担にも配慮してまいりたいと考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバー交付円滑化計画に基づいて行われる市町村の実績報告については毎月求められていることから、事務負担が大きい。対応できない合理的な理由がない限りは、マイナポイント申込支援計画(マイキーID設定支援計画)の実績報告と同様のWEBフォームを用いた報告方法の導入に向けて、スピード感を持った前向きな対応と検討をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

交付円滑化計画に係る市区町村への照会のうち、特に申請促進の取組状況等の照会は、交付率の低い市区町村の状況、課題、今後の推進策を確認していただき、交付体制の強化に向けた助言をしていただくことも念頭に、都道府県にとりまとめをお願いしているものであるが、照会の項目や方法については、事務負担の軽減の観点も踏まえ、見直しを検討してまいりたい。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

**5【総務省】**  
(35)マイナンバーカード交付円滑化計画  
個人番号カードの交付体制等に係る市町村(特別区を含む。)に対する調査については、令和5年度以降も実施する場合には、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

都道府県から総務省へ報告する地方交付税法に基づく調査の期限及び内容の見直し

## 提案団体

茨城県、宮城県、高知県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

地方交付税法第5条に基づいて都道府県から総務省に報告する市町村の普通交付税算定に係る基礎数値について、報告期限又は内容の見直しを行うこと。  
普通交付税の基礎数値として各省庁に報告した基礎数値の省庁間で横断的な数値共有を行うこと。

## 具体的な支障事例

### ①子ども・子育て支援新制度に係る基礎数値

当該項目については、内閣府・厚生労働省から都道府県の子ども担当課宛てに園児数等調査(令和3年報告期限:5月22日)等が照会されており、同調査の報告数値を普通交付税の基礎数値として市町村担当課から総務省にも回答している。(令和3年報告期限:6月4日)市町村担当課としても子ども担当課と連携をとり、突合した数値の報告に努めているが、保育園等の対象施設や市町村の子ども担当課にとっても厳しいスケジュールとなっているため、期限内の正確な数値の把握に苦慮している。

### ②固定資産税に係る基礎数値

当該項目については、市町村担当課が市町村数値をとりまとめて総務省に提出する固定資産の価格等の概要調書に基づき、普通交付税の基礎数値を報告するが、概要調書の報告期限(令和3年:7月9日)に対し、普通交付税基礎数値の報告期限(令和3年:6月10日)が大幅に前倒しの設定となっている。市町村にあっては普通交付税の基礎数値報告のための作業が別途発生することで負担が増している他、概要調書の提出までに数値が修正となることも多い。

なお、地方税法第418条によると、「市町村長は、(中略)概要調書を作成し、毎年四月中に、これを道府県知事に送付しなければならない。」とあるが、前述のとおり総務省においても実務を優先した報告期限の設定となっており、法令の遵守が実務上困難である。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

求める措置の実現が図られた場合、自治体職員の事務効率化・負担軽減となる。

## 根拠法令等

地方交付税法、子ども・子育て支援法、地方税法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

室蘭市、岩手県、いわき市、入間市、東大和市、浜松市、豊橋市、稲沢市、滋賀県、京都府、京都市、豊中市、島根県、倉敷市、山口県、松山市、長崎市、宮崎県

○学校基本調査においても、基礎数値の根拠となる各調査の報告期限より前に県への普通交付税算定数値の報告期限が設定されるため、仮数値の報告や、数値修正を何度も行う事例が散見され、手戻りによる算定事務の非効率性だけではなく、市においても最新数値の食違いや所管部局からの報告漏れなどがリスクが起ころう。このことから、適正な報告時期の設定や、基礎調査のあるものについては国等より提示された数値について各自治体が確認を行う手順に変更するなどの業務効率の向上を図っていただきたい。

○「固定資産の価格等の概要調書」は、報告内容が多くかつ細かく求められており、システムから抽出したデータに基づいて加工や表計算を設定して作成し、かなりの時間と労力を要している。地方税法上求められている4月中の都道府県の提出は、既に形骸化している。また、今回の国が定める税務システム標準仕様書の中でもこの概要調書作成については、標準対象外となっている（標準化できない内容を市町村に報告を求めている）。以上のことから、概要調書の報告内容の見直し（簡素化）を行うことで、市町村の負担軽減につながり、ひいては統計データの精度向上につながると考えられる。

○子ども・子育て支援新制度や固定資産税に係る基礎数値は例年引用する調査の集計処理と並行して普通交付税の基礎数値を報告する必要があるが、市町村等から修正報告があれば都度修正対応しているが、正確な数値を把握できないこともあり、後年度の錯誤措置の対象になることが多い。

○基礎数値の算出に必要なデータが6月中旬以降にしか収集できず、締切に間に合わせることは事実上不可能となっている。

## 各府省からの第1次回答

地方交付税は、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、可能な限り早期に交付決定を行うことが必要である。そのため、地方交付税法第10条3項において、普通交付税の額については遅くとも8月31日までに決定しなければならないとされているところ、地方団体の財営運営に資するよう、基本的に7月中に交付決定を行っている。

ご指摘の子ども・子育て支援新制度、固定資産税及び学校基本調査に係る基礎数値の報告時期についても、上記の状況を踏まえて適切に設定しているものであり、全地方団体からもスケジュール通りにご報告いただいているところであるため、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは交付決定日の遅延や算定事務作業の期間短縮によるミスにつながり、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがある。

また、地方団体からの基礎数値の報告は地方交付税法第5条に基づいており、市町村分の基礎数値については都道府県が審査し、総務省に送付することとされている。これは算定に用いる数値の妥当性を確保するためにも重要な事務であり、報告いただく基礎数値についても、算定に用いる必要最小限の内容に留めている。その上で、総務省においても普通交付税の額を算定するための事前の基礎数値のチェックとして、例えば、ご指摘の園児数等調査等の報告内容を省庁間で横断的に共有しているところである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「子ども・子育て支援新制度、固定資産税及び学校基本調査に係る基礎数値の報告時期についても、上記の状況を踏まえて適切に設定しているものであり、全地方団体からもスケジュール通りにご報告いただいている」とあるが、毎年交付税検査で修正を行っている団体がたくさんあることから時期が適切に設定されているとは言い難い状況である。

また、交付決定日について、令和3年度においては、国調人口の入替の関係で交付決定が8月3日になったが、市町村から財政運営に支障があったといった声もなかったため、8月上旬に交付決定を行ったとしても何ら問題がないと思われ、8月上旬の交付決定を見据えた調査スケジュールを設定することも可能なのではないかと。

なお、「総務省においても普通交付税の額を算定するための事前の基礎数値のチェックとして園児数等調査等の報告内容を省庁間で横断的に共有している」とあるが、今年度においても園児数等調査の修正や固定資産税の概要調書の修正が総務省への基礎数値報告後にあり、他省庁の照会を利用した事前の基礎数値チェックは修正前の数値であるため、あまり効果的ではない。

最後に、どうしても期間を後ろ倒しできないのであれば、他の費目でも実施しているとおり、n年度の数値ではなく、n-1年度の数値を使うといった方法もあるので、柔軟な対応を検討願いたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【岩手県】

地方交付税法第5条に基づき、知事が総務大臣に提出した市町村分の基礎数値については、ご指摘のとおり

都道府県が審査のうえ数値の妥当性を確認したものであることから、内閣府及び厚生労働省が改めて同様の内容を調査せずとも法に基づく調査結果を共有することで正確かつ効率的な把握が可能になるものと思料する。  
事前の基礎数値のチェックとして省庁間で情報を共有するのではなく、法に基づく調査結果を共有してはどうか。

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

地方団体の財政運営上の見地から、当該年度の事業の執行に支障が生じないよう、できる限り早く交付額を把握したいとの声があることから、普通交付税の決定時期は早ければ早いほどよく、また、地方団体から、①9月補正予算の編成のために7月末までに交付額を把握したい、②8月に交付決定がされると臨時財政対策債の8月発行に支障がある、③翌年度の予算編成に必要な資料の作成のため、7月中に交付決定してほしい、等の声もあり、基本的に7月中に交付決定を行う必要があると認識している。したがって、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがあり、困難である。  
また、当該年度における地方団体の財政需要を的確に捕捉する観点から、基礎数値は直近の数値を用いることが望ましく、当該年度において算定までに調査が可能な基礎数値については当該年度の調査結果を用いることとしており、事務作業の都合を理由として前年度の数値を用いることは適当ではない。  
なお、普通交付税算定の基礎数値の元となる調査等の提出期限と基礎数値の報告期限との間隔を確保する観点から、ご指摘のあった園児数等調査等についても、引き続き、関係省庁と連携しながら、適切な提出期限について調整してまいりたい。  
地方団体から報告いただく基礎数値については、①報告数値の時点が異なる、②数値の桁が異なる等の誤りを生じている場合も多く、そうした誤りを解消するために、調査結果を各府省から事前に取り寄せ、総務省においても数値チェックを行っており、それによりミスを防げているケースも多々あることから、事前の基礎数値のチェックは効果的な作業である。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

109

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童福祉法に基づく費用徴収事務に関する都道府県による住民基本台帳ネットワークの利用可能化

提案団体

茨城県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県における児童福祉法第56条第2項に基づく費用徴収事務に関し、市町村と同様に、費用徴収対象者の住所を把握・探索する目的で住民基本台帳ネットワークを利用可能とするため、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号に、「児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」を加えることを求める。

具体的な支障事例

児童福祉法第56条第2項に規定される費用徴収事務について、住民基本台帳ネットワークを利用する場合、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の規定上、市町村長においては「費用の徴収の対象となる本人若しくはその扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」ができるものの、都道府県知事については「費用の徴収に係る事実についての審査」しかできないこととされている。そのため、都道府県知事においては、県に転居先を知らせず、県外に転居している対象者の住所を、住民基本台帳ネットワークを用いて探索・把握することができず、公用請求により対応する必要があり、多大な事務負担が生じている。

この点、過去に総務省住民制度課へ直接問い合わせを行ったところ、「「審査」は徴収という行為の実施にあたって現在の状況を確認することであり、厳密に言うところ“住所が不明なため新しい住所を探索するという目的”は含まれていない。」という回答があった。

なお、現行制度でも住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定により、条例で規定することで、都道府県知事保存本人確認情報を利用し、県内の居住地を確認することは可能であるが、対象者が県外に移住してしまった場合においては、都道府県知事は住民基本台帳ネットワークが利用できないため、住民票の公用請求を行って対応しており、債権管理に係る多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県知事も市町村長と同様に、住民基本台帳ネットワークの利用により、県に転居先を知らせず、県外に転居している対象者の住所の確認が可能となることから、児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する債権管理の事務負担を軽減することができる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の11及び第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第22項第12号及び第5条第21項第12号、児童福祉法第56条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川崎市、兵庫県、徳島県、高知県

—

各府省からの第1次回答

児童福祉法第56条第2項に掲げる措置の費用徴収に関する事務の実施における住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関するご提案については、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

制度改正に向けて、スピード感を持った前向きな対応をいただきたい。  
併せて、今後の検討等についてのスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

都道府県が行う児童福祉法第56条第2項に掲げる措置の費用徴収に関する事務であって、費用徴収の対象となる本人等の生存の事実、氏名又は住所の変更の事実の確認を行う場合については、市町村同様、住民基本台帳ネットワークシステムから当該情報の提供を受けることができるよう、年内に省令改正を行うこととする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(4)】【厚生労働省(3)】

児童福祉法(昭22法164)及び住民基本台帳法(昭42法81)

都道府県が児童又は当該児童の扶養義務者等(以下この事項において「児童等」という。)に対して行う措置等に要する費用を支弁した場合における、当該児童等に対する費用徴収(児童福祉法56条2項)に関する事務については、省令を改正し、費用徴収の対象となる児童等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認を行う場合に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けることができることとするとともに、都道府県知事保存本人確認情報を利用できることとする。

(関係府省:厚生労働省)

[措置済み(住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年総務省令第69号))]



# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

113

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

調理師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりにより多くの時間を費やしている。

このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている調理師名簿訂正申請(調理師法施行令第11条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、調理師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付 4,463 件、書換交付 1,223 件、再交付 1,277 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調理師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的

にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。

## 根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11、第 30 条の 15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条第8号、別表第一、別表第二、調理師法施行令第 1 条、第 11 条、調理師法施行規則第1条第2項第2号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市

—

## 各府省からの第 1 次回答

御提案の調理師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行くとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022 年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023 年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」（第6 1.(3)②）とされている。

そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。

本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。

## 各府省からの第 2 次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022 年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023 年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。

国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る 32 資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討してい

きたい。

提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】

通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115)全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

製菓衛生師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。

このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている製菓衛生師名簿訂正申請(製菓衛生師法施行令第3条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、製菓衛生師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付 1,113 件、書換交付 157 件、再交付 80 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

製菓衛生師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者

の手續負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手續の合理化や事務の効率化が望める。

#### 根拠法令等

住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、製菓衛生師法施行令第1条、第3条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第1号

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市

—

#### 各府省からの第1次回答

御提案の製菓衛生師免許関係手續のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手續についても、マイナンバーを利用した手續のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手續における添付書類の省略を目指す」（第6 1.(3)②）とされている。そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手續負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手續についても、マイナンバーを利用した手續のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手續における添付書類の省略を目指す」とされている。国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度か

らの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。

提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】

通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115)全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。

そのため、変更の届出を行おうとする者にとって、当該変更が行われたことを証する書面(住所地の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など)の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行おうとする者への説明や書類の確認が手間となっている。

また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。

さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしようとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要が生じることもあり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、住民票の写しや戸籍抄本の添付の省略が可能となり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方の負担軽減となる。

根拠法令等

通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県

○全国通訳案内士試験合格後、当県で新規登録をする際、また住所や氏名が変更になった際には、窓口での申請を行っている。その際には本人確認や変更内容を証する書面として、住民票や戸籍謄本、戸籍抄本等の提出を求めている。上記の書類を取得する際に手数料がかかってしまうことに加え、変更の履歴が確認できない場合（住民票を移していない等の理由により発生）がある。後者においては、本籍地や以前住んでいた地域の自治体など複数に連絡を取る必要があり、申請者にとっても自治体にとっても大きな負担となる。

「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」を活用できるようにすることで、申請者は書類の提出量が減り、手数料（本人確認や変更内容を証する書面を取得する際の手数料を指す）の負担がなくなる。また自治体は対応時間の短縮、申請の簡素化が見込める。

○当県においても、登録者の住所・氏名等の変更の届出が速やかに行われていない事例がみられ、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考える。

○当県でも、転居を複数回行った後に申請されるケースや、氏名変更による変更届出を忘れており、転居時に合わせて変更の届出を行うケースが見受けられるが、そもそも現登録証の登録行政庁での登録の事実の確認と、現住所の証明書類があれば、その間の履歴を確認する必要性は低いと思われる。

なお、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用により、届出にかかる手続きの簡略化が図れるのであれば、登録行政庁及び通訳案内士本人、双方の負担軽減となると考える。

#### 各府省からの第1次回答

御提案の通訳案内士登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」（第6 1.(3)②）とされている。

そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。

本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の



整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。  
国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る 32 資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。  
提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】  
通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115)  
全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。  
その結果に基づいて必要な措置を講ずる。